

## 第3編 災害応急対策

## 第1章 初動対応

### 第1節 組織動員

#### 第1 災害警戒本部

阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する前、または災害対策本部を設置するに至らない場合で、市長が必要と認めたときは、災害警戒本部の配備を行い、災害情報の収集・伝達等の災害警戒体制をとる。

##### 1 災害警戒本部の配備基準

###### 【風水害】

配備区分	配備時期	配備内容
災害警戒本部体制	ア 災害発生の恐れがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき イ 局地的に軽微な災害が発生したとき ウ その他必要により、市長または災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制

###### 【地震・津波災害】

配備区分	配備時期	配備内容
災害警戒本部体制	ア 本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ本市域で震度3以上の地震が発生したとき イ 津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき ウ その他必要により市長または災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制

※基準として用いる震度は、「泉南市、阪南市、岬町、和歌山市、岩出市」のいずれかで観測され、気象台が発表するものとする。

##### 2 災害警戒本部の体制

本部長	危機管理監
構成員	危機管理監、都市整備部長、危機管理課長、危機管理課職員、その他市長が必要と認める者

##### 3 災害警戒本部の設置

災害警戒本部体制における本部（災害警戒本部）は、総務部危機管理課に設置する。

#### 4 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
- (3) 災害の発生する恐れがなくなったとき
- (4) 本部長が適当と認めたとき

#### 5 本部長が不在の場合の措置

本部長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、災害警戒本部の構成員のうち都市整備部長が代行する。

#### 6 災害警戒体制時の処理事項

災害対策本部設置及び本部体制への移行を踏まえて、次の事項を実施する。

##### (1) 災害情報の収集・伝達

- ア 地震津波情報の収集
- イ 津波情報の沿岸部への緊急伝達
- ウ 風水害等の気象情報の収集
- エ 火災等二次災害の状況及び見通しの把握
- オ 災害危険箇所等の巡視・警戒結果の把握
- カ 被害情報の把握
- キ 収集した情報の整理検討
- ク 災害応急対策の実施状況の把握
- ケ 防災関係機関との情報連絡活動
- コ その他、本部長が必要と認める事項

##### (2) 災害応急対策の実施

- ア 災害応急対策活動実施の必要性の検討と、本部設置に至らないことの検討
- イ 警戒体制要員への配備指令
- ウ 必要な災害対策活動の指示・実施
- エ 防災関連機関との連絡調整
- オ その他、本部長が必要と認める事項

##### (3) 災害対策本部設置の検討・準備

- ア 災害対策本部設置及び配備体制の検討
- イ 災害対策本部長及び本部員への連絡
- ウ 災害対策本部室の準備

## 第2 災害対策本部

市長は、市の区域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めるときは、「阪南市災害対策本部条例（昭和47年条例第9号）」に基づき、災害対策本部を設置する。

### 1 災害対策本部の設置基準

#### 【風水害】

配備区分	配備時期	配備内容
班長配備	ア 災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐
管理職配備	ア 災害発生のおそれがあり、避難所を開設する必要があるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
A号配備	ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
B号配備	ア 相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制
C号配備	ア 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき ウ 特別警報が気象庁より発表されたとき	市が全力をあげて防災活動を実施する体制

#### 【地震・津波災害】

配備区分	配備時期	配備内容
班長配備	ア 災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐
管理職配備	ア 災害発生のおそれがあり、避難所を開設する必要があるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
A・B号配備	ア 地震・津波等により小規模の被害が発生したとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害応急対策活動を実施する体制

配備区分	配備時期	配備内容
C号配備	ア 市域（隣接市町域）に震度5弱以上の地震が発生したとき イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ウ その他本部長が必要と認めたとき	市が全力をあげて災害応急対策活動を実施する体制

※基準として用いる震度は、「泉南市、阪南市、岬町、和歌山市、岩出市」のいずれかで観測され、気象台が発表するものとする。

※大阪府職員（緊急防災推進員）5名は、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集

## 2 災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置については、次の要領で決定する。

- (1) 市長は、上記の基準に該当するような災害が発生し、または発生する恐れがある場合、防災対策を推進する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部の設置場所は、阪南市防災コミュニティセンター（1階研修室）に置く。ただし、地震災害の規模その他の状況により、本部の移動が必要と認めるときは、救援部隊拠点である鳥取中学校内に置くものとする。この場合、各関係機関に連絡する。

## 3 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) 本部長が適当と認めたとき

## 4 災害対策本部長が不在の場合の措置

市長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、副本部長である副市長または教育長が代行する。

## 5 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部を設置したときは、「阪南市災害対策本部」の標識を阪南市防災コミュニティセンター（1階研修室）に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

## 6 災害対策本部の運営

### (1) 災害対策本部の組織

災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織は次のとおりである。

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| ア 本部長  | 市長（以下、「本部長」という。）               |
| イ 副本部長 | 副市長、教育長（以下、「副本部長」という。）         |
| ウ 本部員  | 危機管理監、総務部長、未来創生部長、市民部長、健康福祉部長、 |

こども未来部長、都市整備部長、議会事務局長、生涯学習部長、  
阪南消防署長、その他本部長が必要と認める者

エ その他の職員

本部員であるものの属する部、室、局の職員、その他をもって充てる。

\*阪南市災害対策本部条例は資料編 56 頁参照

(2) 本部会議

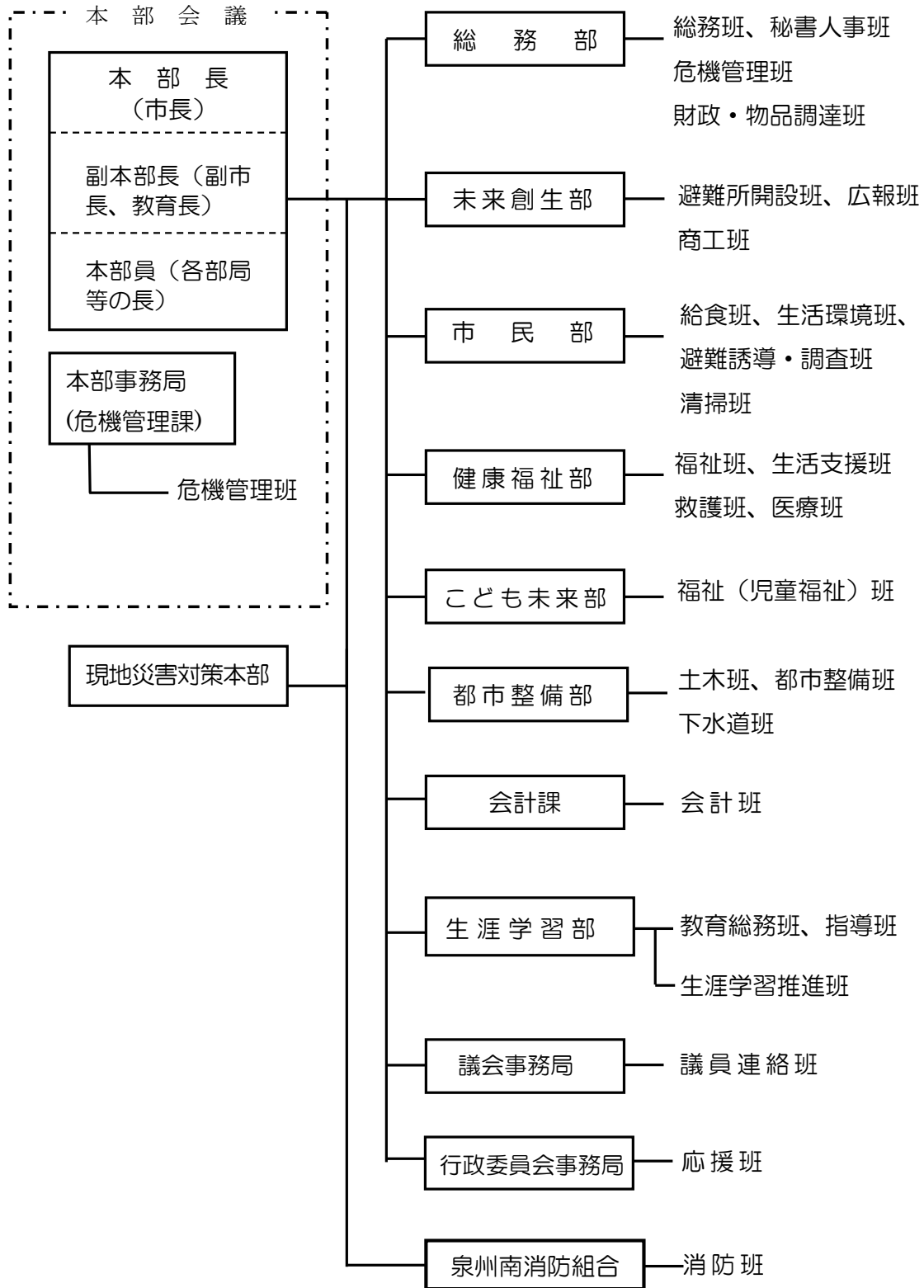
ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ① 災害応急対策の基本方針に関する事
- ② 動員配備体制に関する事
- ③ 各部局間の連絡調整事項の指示に関する事
- ④ 自衛隊災害派遣要請に関する事
- ⑤ 現地災害対策本部に関する事
- ⑥ 国、大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ⑦ 災害救助法の適用申請に関する事
- ⑧ 関係機関への協力及び派遣要請に関する事
- ⑨ その他災害に関する重要な事項に関する事

(3) 災害対策本部の構成

阪南市災害対策本部構成図



(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「第1編総則 第4節防災関係機関の責務 第1防災関係機関の業務大綱」参照

ただし、中小規模の風水害等が想定される場合には、災害対策本部の各部を6つのグループに再編成し、グループごとの役割を担当する。

\*各部の役割体制は資料編80頁参照

(5) 本部連絡員室の設置

ア 災害対策本部に連絡員室を設ける。

イ 連絡員室には室長及び連絡員を置き、室長は危機管理課長があたり、連絡員は危機管理課職員があたる。

ウ 連絡員室は、各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を担当する。

(6) 本部の庶務

本部が設置されたときは、危機管理課長は次の要領により速やかに本部の設営を行う。

ア 本部室及び必要な設備について、本部事務局（危機管理班）が用意または準備する。

イ 前号により、各部、各班の位置を決定したいときは、遅滞なく電話及び標示板等の必要な設営を行う。

(7) 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長により指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき

(イ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 被害状況等の把握に関すること

(イ) 現地における関係機関との連絡に関すること

(ウ) その他必要な事項

7 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要ある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

### 第3 動員配備

風水害や地震が発生、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

#### 1 配備体制と配備基準

災害に対処するために、状況により、3-1～5頁に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

##### 【風水害】

本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部局に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、または特定の部局に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

##### 【地震・津波災害】

本市域（隣接市町域）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、全職員によるC号配備の動員を行う。また、本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ本市域で震度3以上の地震が発生したときや津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表された場合は、警戒配備を行う。

なお、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

（配備区分・基準については3-1～5頁参照）

## 2 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

### (1) 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の配備体制は、市長が指令する。

### (2) 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の配備体制は、本部会議を経て本部長が指令する。

### (3) 自動配備（C号配備）

風水害時は、特別警報が気象庁より発表された場合は、C号配備とする。

また、本市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生し、または、大津波警報等が発令された場合、C号配備が指令されたものとする。

## 3 配備体制時の動員人員

配備体制時の動員数は、動員人員一覧表に示すとおりである。

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

\*動員人員一覧表は資料編 22 頁参照

## 4 配備指令の伝達

### (1) 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、庁内放送等を行い、各職員に速やかにその旨を周知する。

### (2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア 勤務時間外に災害発生情報を察知した場合、災害警戒本部設置後、警戒本部長から各部局長、班長及び各班員に伝達する。

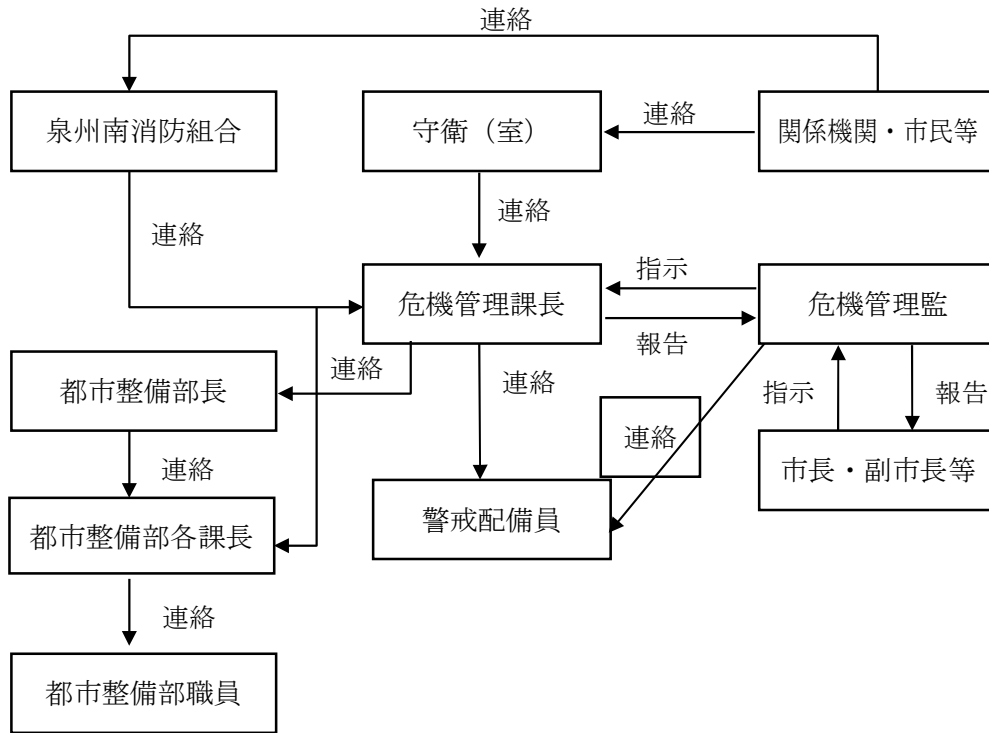
イ 各部局長は配備指令に基づき、各班長を直ちに非常招集しなければならない。

ウ 非常招集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

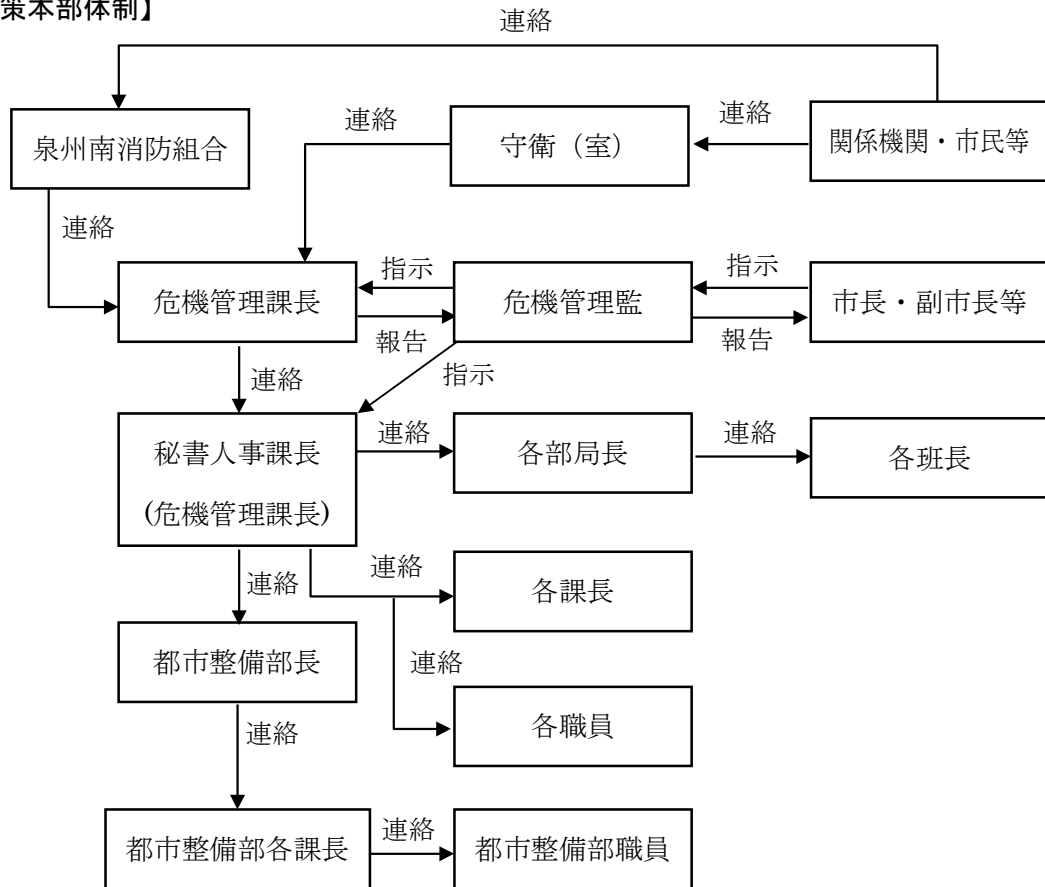
エ 警戒本部長及び各部局長は、職員の非常招集を円滑に行うために配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網等を常に整備しておくものとする。

勤務時間外の配備の伝達ルート

【災害警戒配備体制】



【災害対策本部体制】



## オ 職員の非常招集

## (ア) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、または自らの判断で速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

また、本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ、本市域で震度3以上の地震が発生したとき、津波予報区「大阪府」に津波注意報・津波警報が発表された場合、あらかじめ指名されている要員は指定された場所に自主参集しなければならない。

震度5弱以上の地震が発生、または大津波警報、特別警報等が発令された場合、全職員（予め指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

## (イ) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、災害対策本部に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの避難所等に参集し、防災活動に従事する。

## (ウ) 非常招集及び自主参集を要しない者

- a 心身の障害により許可を受けている者及び休暇中の者
- b 上記に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

## 5 動員報告

各部局長は、所定の配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、または職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により秘書人事班長に報告する。

秘書人事班長は、常に職員の動員状況を把握し、動員した人数が不足する場合は、あらかじめ予定している応援の職員を動員する。

## 6 連絡責任者

各部局に連絡責任者を置き、本部との連絡に当たらせるものとする。

## 7 職員の配置とサービス

## (1) 職員の配置

各部局長は、非常及び警戒配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、次の措置を講じる。

- ア 所属職員の掌握
- イ 参集職員の所定の配備場所への配置
- ウ 高次の配備体制の指示に応じるための事前措置

(2) 職員の服務

すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。
- オ 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないように、細心の注意を払う。

8 その他

その他災害時における職員の服務等に関し、必要な事項は本部長が定める。

## 第2節 災害に係る情報の収集伝達

### 【風水害】

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の連携のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施を図る。また、大阪管区気象台及び大阪府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

### 第1 気象予警報等

#### 1 大阪管区気象台が発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等によって災害発生の恐れがある場合には、注意報・警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

気象予警報等の定義

区 分	内 容
注意報	気象現象等によって市域に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。
警 報	気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。
危険警報	気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警報以上の警戒を促すために発表する。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決める。
気象情報	気象等の予報に関係ある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常現象についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

#### 2 種類と発表基準

その種類及び基準は次のとおりである。

気象予警報等の種類と発表基準

1 注意報

種 類	発 表 基 準
風雪 注意報	雪を伴う強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月28日まで) 大雨により浸水害又はその他河川の氾濫が起こる恐れがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月29日より)
大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報 (※注6)	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
なだれ 注意報	なだれによって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合

第3編 災害応急対策

種	類	発	表	基	準
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。			
気象 注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。			
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合			
高潮 注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月28日まで) 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月29日より)			
波浪 注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。			
浸水 注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合			
洪水 注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月28日まで) 令和8年5月29日より廃止された。			
河川氾濫 注意報	氾濫注意報	洪水予報河川において、河川氾濫によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月29日より)			
土砂災害 注意報	土砂災害 注意報	土砂災害によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。(令和8年5月29日より)			

2 警報

種	類	発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月28日まで) 大雨により浸水害又はその他河川の氾濫が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月29日より)
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
地面現象 警報☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月28日まで) 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月29日より)
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月28日まで) 令和8年5月29日より廃止された。
河川氾濫	氾濫警報	洪水予報河川において、河川氾濫によって重大な災害が起こる恐れがあ

### 第3編 災害応急対策

種	類	発 表 基 準
警報		ると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月29日より)
土砂災害 警報	土砂災害 警報	土砂災害によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。(令和8年5月29日より)

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が発表されたときに切り換えられ、または解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。(令和8年5月28日まで)

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

### 3 危険警報

現象の種類	発 表 基 準
大雨	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月29日より)
高潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月29日より)
河川氾濫	洪水予報河川において、河川氾濫によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月29日より)
土砂災害	土砂災害によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月29日より)

### 4 特別警報

○気象等に関する特別警報の基準

### 第3編 災害応急対策

現象の種類	発 表 基 準
大雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(令和8年5月28日まで)</p> <p>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され浸水害やその他河川の氾濫が発生する場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(令和8年5月29日より)</p>
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。(令和8年5月28日まで)</p> <p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(令和8年5月29日より)</p>
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
河川氾濫	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され洪水予報河川の氾濫が発生する場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(令和8年5月29日より)
土砂災害	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され土砂災害が発生する場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。(令和8年5月29日より)

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

#### ○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の基準

現象の種類	発 表 基 準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける。)

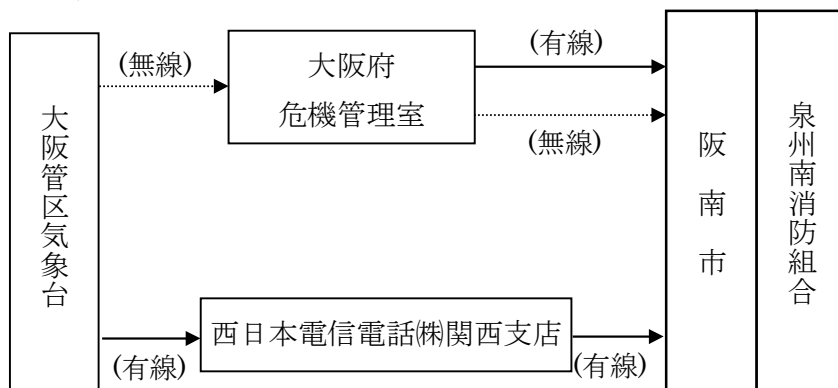
### 第 3 編 災害応急対策

火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける。)
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上)を特別警報に位置づける。)

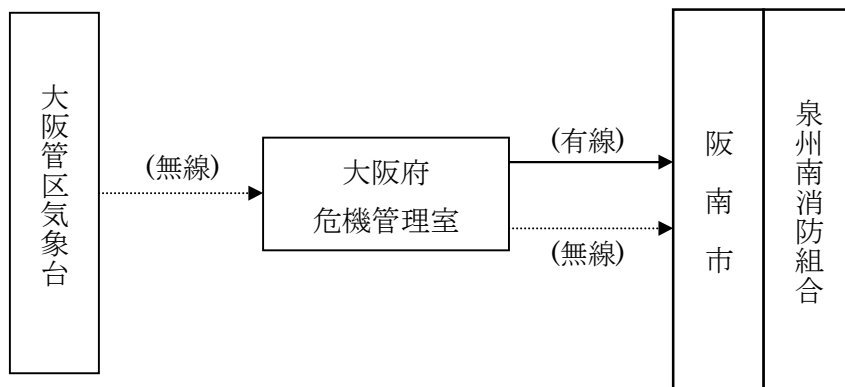
5 伝達系統

(1) 大阪府からの伝達

ア 警報の伝達



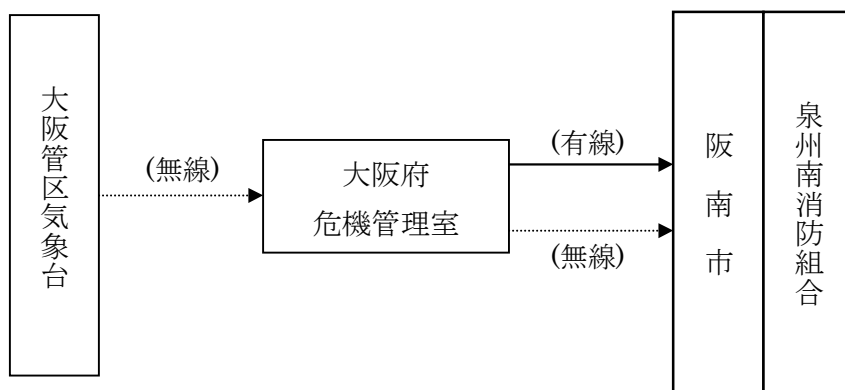
イ 注意報等の伝達



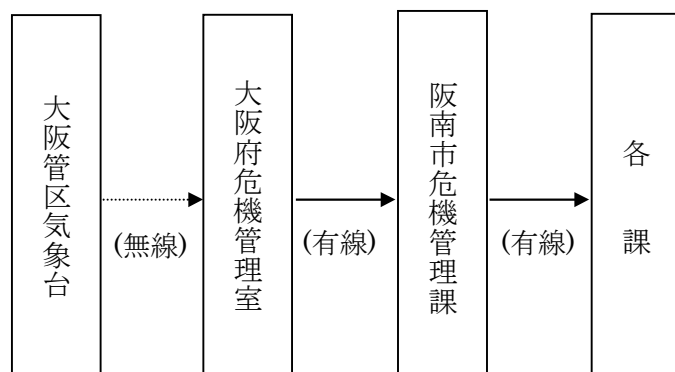
(2) 本市への具体的な伝達系統

ア 勤務時間内（勤務時間外で大阪府の危機管理室が配備体制時を含む。）の場合

[大阪府防災行政無線の一斉通話により伝達]



## イ 勤務時間外で大阪府危機管理室が配備体制前の場合



(注) 気象予警報等の情報文については、大阪府防災行政無線の一斉通信により、大阪府内の市町村及び泉州南消防組合へメールで一斉送信される。

また、勤務時間外においても、大阪府防災行政無線の一斉通信により伝達される。

## 6 気象予警報等の収集・伝達の方法

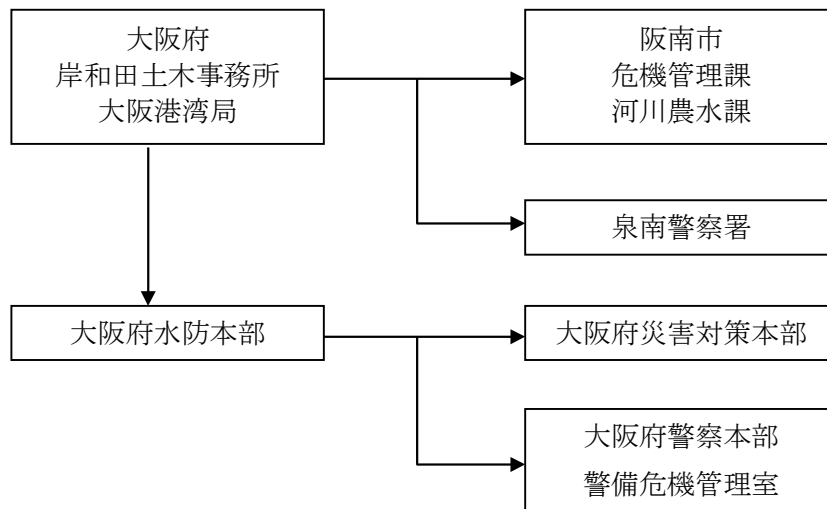
- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理班が行う。
- (2) 危機管理班は、この予警報等を受信したときは、直ちに本部長、副本部長に報告するとともに、関係の防災関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロール等）を講じるとともに、関係先等に伝達する。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。
- (4) 危機管理班は、予警報等の内、特に必要とする情報については庁内放送を行うなど、全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る市民に対して、防災行政無線等で周知を図る。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。
- (5) 夜間及び休日における情報の収集は守衛及び泉州南消防組合が行い、津波注意報や暴風、大雨、洪水、高潮または津波警報については、直ちに危機管理課長に報告し、その内容に応じた措置をとる。
- (6) これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

## 第2 大阪府が発表する水防警報

### 1 発表基準

水防警報は、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大阪府が指定する男里川において、洪水が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府岸和田土木事務所が発表する。また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合や海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、大阪港湾局が発表する。

### 2 大阪府が行う水防警報の伝達系統



※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、津波警報、注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

大阪府が行う水防警報の伝達系統図

## 第3 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

## 第4 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

## キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

注1 表中の土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

## 第5 雨量・水位等に関する情報

### 1 雨量・水位等の観測所

市（危機管理班）は、局地的な集中豪雨等に対処するために、雨量・水位等の観測を行う。なお、市が設置した雨量と水位の大阪府ため池防災テレメーターは、資料編 19 頁参照

### 2 防災関係機関の雨量・水位等の情報の収集

市及びその周辺にある大阪府等関係機関の雨量・水位等の観測地点は、資料編 19 頁参照

### 3 大阪府の雨量・水位の情報の確認方法

雨量や水位の情報については、「大阪府防災情報システム」で確認する。

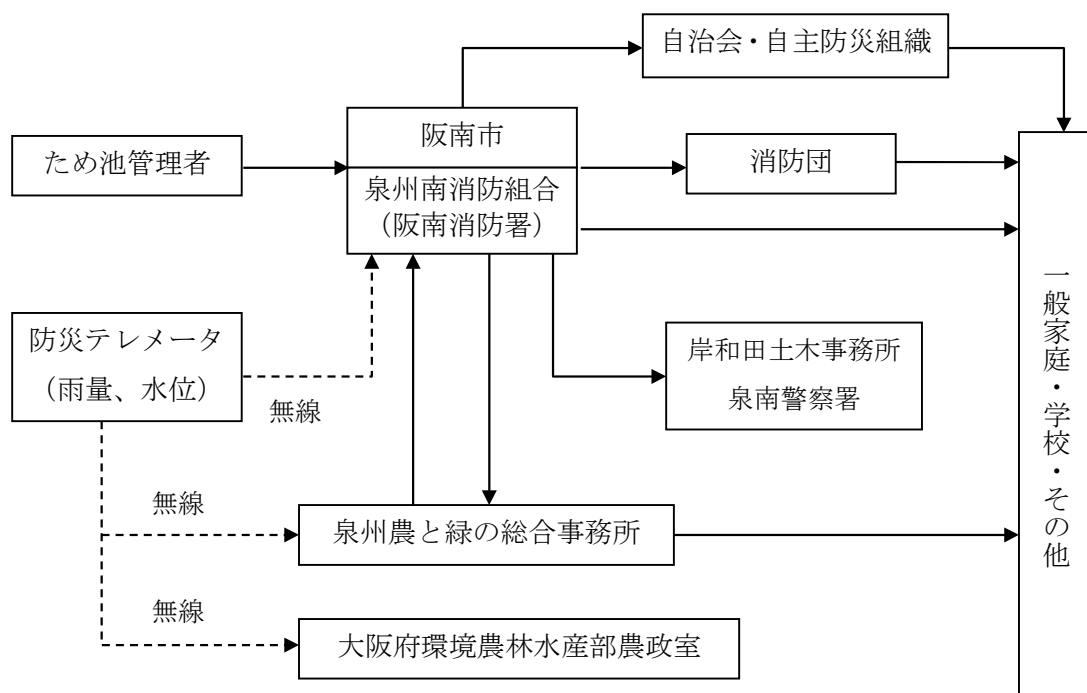
また、雨量・水位等の情報の分析は危機管理班で行い、災害対策本部に報告する。

## 第6 ため池水位の通報

1 ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、または降雨等の状況により出水の恐れのあることを認めたときは、直ちに本部長に通報しなければならない。

2 本部長は前項の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じて岸和田土木事務所、泉南警察署に通報する。

3 通報経路図



第7 災害危険箇所における情報

災害危険箇所に関する情報の収集については、「第2編第1章第1節災害危険区域」を参照

第8 火災警報

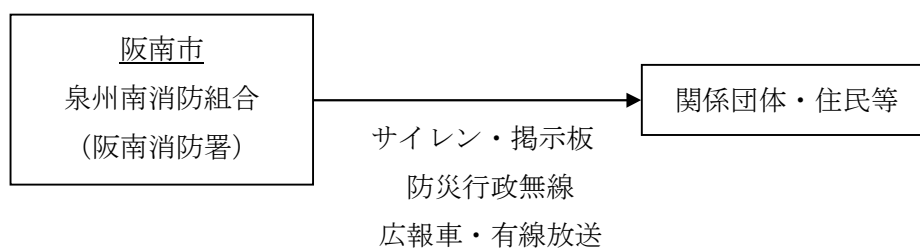
1 火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、「消防法第22条（昭和23年法律第186号）第3項」に基づき気象の条件が次号に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき、ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

2 火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。

- (1) 火災警報発令サイレン信号の吹鳴、同解除サイレン信号
- (2) 市防災行政無線で適宜放送する。
- (3) 広報車等で巡回し、周知する。



火災警報の伝達系統

## 第9 住民への周知

市は気象庁から発表される気象予警報、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて、防災行政無線、広報車などを利用し、直ちに住民、要配慮者利用施設等へ周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、市は大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

【地震・津波災害】

市域に大地震が発生した場合に、地震による直接被害や関連した災害に関する情報の収集、伝達及び広報を実施する。

第1 津波予報及び地震・津波に関する情報

1 津波予報

全国6箇所（札幌、仙台、東京、大阪、福岡、沖縄）にある津波予報実施官署は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。また、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m以上の津波が予想されるので厳重に警戒が必要	5m 10m 10m超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されるので警戒が必要	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害の恐れがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されるので注意が必要	1m	

- 注) 1. 「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災の恐れがない微弱な津波」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。  
 2. 「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2 津波予報区

日本の沿岸は、66の予報区（原則として都道府県程度に区分）に分けられている。大阪府は全域が1つの予報区であり、予報区名は「大阪府」である。



津波予報区

### 3 地震情報の種類

情報内容	地震現象、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況
発表基準	ア 大阪管区気象台管内において震度1以上の地震を観測した場合 イ 大阪管区気象台管内において津波予報を行った場合 ウ ア及びイ以外の特別な地震が発生した場合、その他必要と認めた場合

種類	内 容
震度速報	地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の検知時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

### 4 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（次の表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

## 5 地震及び津波に関する情報の発表基準

気象庁の「地震及び津波に関する情報取扱要領について 第4条」に定める次の条件に該当し、大阪管区气象台が必要と認めた場合に発表される。

- (1) 地震情報 震度3以上を観測したとき、または地震が多発したとき  
(ただし震源に関する情報は、震度3以上を観測し、かつ津波による災害の恐れがないと予想されるとき)
- (2) 津波情報 津波予報をしたとき、または津波を観測したとき
- (3) 震度速報 震度3以上を観測したとき
- (4) 各地の震度に関する情報 情報発表官署が必要と認めるとき

## 6 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集・伝達

大阪府の震度情報ネットワークシステムを構成する震度計により、市域の震度情報を収集する。併せて、大阪府の震度情報ネットワークシステムにより、大阪府域の震度情報を収集する。

## 7 初期情報

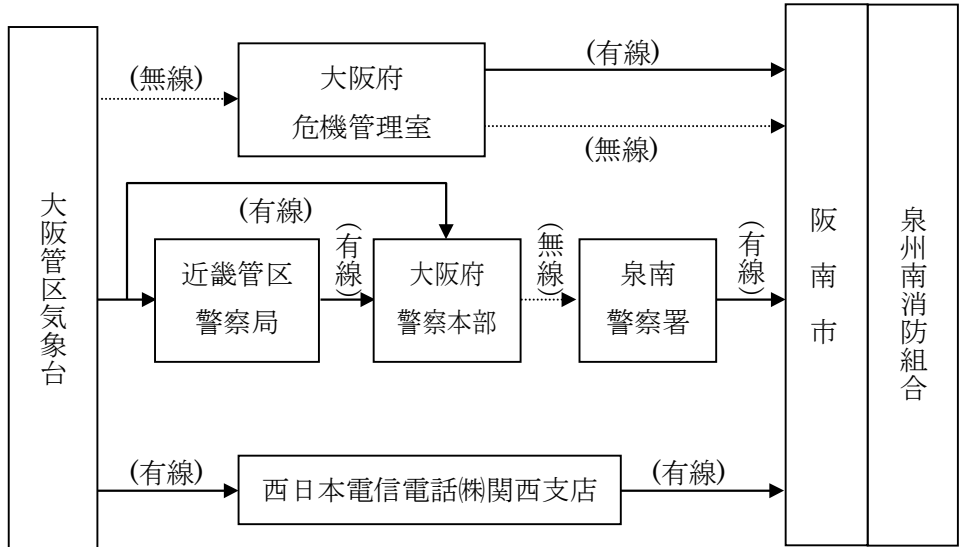
震災発生時、関係機関の災害対策本部における初期情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の状況を把握する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況及び119番通報等の状況
- (2) 人的被害、避難の状況
- (3) 火災の発生状況及び土砂災害、ため池・河川等の危険箇所の状況
- (4) 主要道路、橋梁、建物、電気、ガス、水道、下水道等の被害状況
- (5) 避難の指示、警戒区域の設定、交通規制の必要性の把握
- (6) 医療班、医薬品等の医療ニーズ
- (7) 応援要請の必要性及び要請内容の把握
- (8) 泉南警察署その他関係機関、出先機関、現地派遣職員、自治会、自主防災組織、市民等からの情報
- (9) その他必要な事項

第2 地震及び津波に関する情報の伝達系統

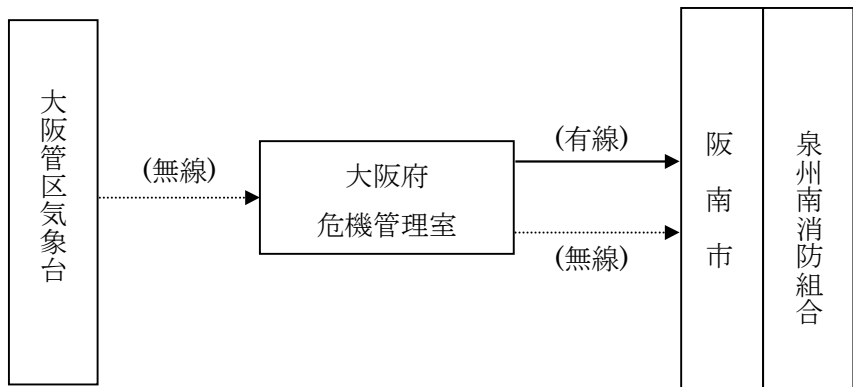
1 津波予報等の伝達

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報等（津波警報解除含む。）



(注) 西日本電信電話（株）関西支店は警報等、同解除のみ

(2) 地震、津波情報



2 津波予報等の収集・伝達の方法

(1) 大阪湾沿岸を含む大阪管内に津波が来襲する恐れのある場合には、津波予報実施官署（大阪）は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の高さに応じて、津波予報を発表する。また予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

ア 大阪管区気象台から何らかの通報が届くまでは、海面状態を監視するなど万全の対策をとる。海面監視にあたっては、自己の安全に留意しながら行うものとする。

- イ 予報を迅速に入手するために、NHKや民間放送のテレビ・ラジオからの津波情報を取得する。
- (2) 危機管理課は、この予報を受信したときは、直ちに市長、副市長、教育長に報告するとともに、関係の防災各課に連絡する。
- (3) 連絡を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（海面監視、樋門・門扉等の閉鎖等）を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (4) 危機管理課は、予報のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知するとともに、沿岸の住民、釣人等に対して、市防災行政無線等で周知を図る。
- (5) 夜間及び休日における情報の収集は、泉州南消防組合及び守衛が行い、津波注意報や警報等については、直ちに危機管理課長に報告し、その内容に応じた措置をとる。

## 第3節 避難誘導

### 第1 避難の指示等

市域内において、気象警報や地震等により災害が発生、または発生する恐れがある場合に、危険区域内にいる市民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の軽減を図る。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

### 第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

#### ■ 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）</li> </ul>
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）</li> <li>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</li> </ul>

警戒 レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険）</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※<sup>1</sup></li> <li>・高潮警報</li> <li>・高潮特別警報</li> </ul>
警戒 レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市町村長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・（大雨特別警報（浸水害））※<sup>2</sup></li> <li>・（大雨特別警報（土砂災害））※<sup>2</sup></li> <li>・高潮氾濫発生情報</li> </ul>

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注6 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注7 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と決めました。

## 1 実施担当

危機管理班は、災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示に基づき市民の安全を図るために避難誘導及び避難所の開設等を行う。また、本部長の指示に基づき避難指示等を的確に伝達するため、各担当班の調整等を行う。

福祉班は、本部長の指示に基づき避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難誘導等を行う。

各施設管理者は、本部長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

## 2 避難のための立退きの指示等の権限

避難のための立退きの指示等の実施責任者は、災害の種類等により次のとおりである。

避難の指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	要件(内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
大阪府知事	災害全般	市において、事務の全部または大部分を行うことができなくなった場合、大阪府知事が本事務の全部または一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
警察官	同上	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
大阪府知事、その命を受けた職員・水防管理者	洪水、高潮	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
大阪府知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

3 避難の指示等

- (1) 本部長またはその他の者が、その管轄区域内において危険が切迫し、あるいは必要な場合は事態に応じて、避難のための立退き指示等を行い、当該指示等をした旨を速やかに関係機関に報告する。なお、緊急の場合以外は原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。
- (2) 本部長は、指示等を行った場合、その旨を大阪府知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに大阪府知事に報告する。

4 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

5 避難の指示等の伝達

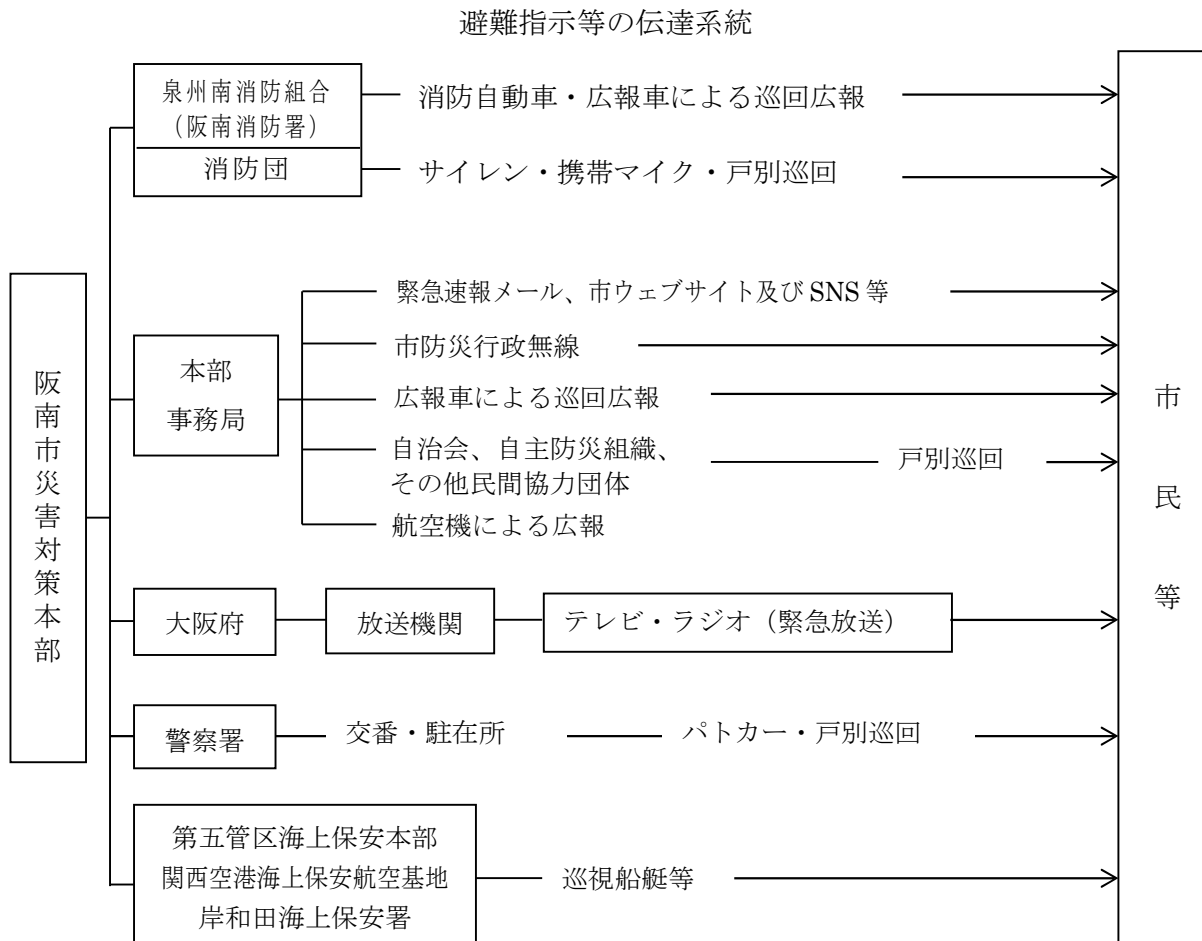
(1) 避難指示等の実施にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 指示者
- イ 予想される災害及び避難を要する理由
- ウ 避難対象地域
- エ 避難の時期、誘導者（リーダー）

避難の誘導は、避難誘導・調査班、警察官、消防職員、消防団員等が行うが、自治会、自主防災組織等にも協力を要請する。

- オ 避難所、避難先
- カ 避難経路
- キ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(2) 避難の指示等の伝達については、次の伝達系統により行う。



なお、放送局による伝達については、「災害対策基本法第57条」に基づき、NHK・民間放送局に対して避難指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、大阪府を通じて放送の協力を要請する。

避難の指示等の周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮することとし、FAX、訪問などにより連絡体制を整えておく。

## 6 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる。
- (3) 避難者は、7日間程度の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資、並びに懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所・氏名・年齢・血液型等）を携帯する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- (8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。
- (9) 避難行動要支援者の避難準備には、十分な配慮を行う。

## 第3 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示

市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。

## 第4 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市、大阪府及び事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

## 第5 避難者の誘導

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

### 1 避難誘導の方法

#### (1) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

#### (2) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

- ア 高齢者、乳幼児、妊婦、傷病者等の避難行動要支援者及び婦女子
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

#### (3) 避難誘導者

避難の誘導は、避難誘導・調査班、消防職員、消防団員等が警察官と連携して行い、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力、避難の安全と統制を図る。

なお、誘導に当たっては、市赤十字奉仕団、自治会、自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

#### (4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに、安全で適切な施設を指定し、速やかに市民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

- ア 避難所が開設されている場合は、近隣の避難所へ
- イ 避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ
- ウ その他状況に応じて、安全な場所へ

#### (5) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため消防職員、消防団員、警察官等を配置する。
- イ 夜間においては、照明器具携帯の誘導員を配置する。
- ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。
- エ 移動に危険を伴う。また、避難先が遠い等のやむを得ない場合については、公用車等により移送を行う。

#### (6) 避難経路

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるためできる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
- オ 道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者の移送

避難者の移送及び輸送は、避難者が個々に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、大阪府に協力を要請する。

(8) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(9) 報告、記録

避難誘導の状況を災害対策本部に報告するとともに簡潔に記録する。

(10) 防災事務に従事する者自身の安全確保

防災事務に従事する者は、自らの安全確保を図りながら作業にあたることを基本とする。大津波警報等が発令され、津波到達まで猶予時間がない場合等、緊急を要する場合は避難を優先する必要がある。

そのため、津波到達までの時間を意識した防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき行動する。

## 第6 警戒区域の設定

地震等の災害が発生、または発生しようとしている場合において、人命または身体を保護するために、警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、泉州南消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合には縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

### 1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- (2) 大阪府知事は、市長が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部または一部を代行する。
- (3) 警察官または海上保安官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいるとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいる場合に限って、警戒区域を設定する。
- (5) 消防職員または消防団員は、火災等の現場または水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。

### 2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じるとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施する。

## 第7 各種施設等の避難対策

### 1 学校施設

#### (1) 実施担当

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または児童生徒の発達段階等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速かつ確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知、連絡

ア 学校長は、職員及び児童生徒に対する避難の指示を校内放送または拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

イ 学校長は、児童及び生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会にその旨連絡する。

#### (3) 移送方法

ア 危険な橋、堤防その他新たに災害の発生する恐れのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

イ 引率責任者は、メガホンまたは携帯マイクを所持する。

ウ 感電、水没等の事故防止に努める。

エ 浸水区域等の移送には、ロープ等を利用する。

### 2 幼稚園・保育所施設

幼稚園長及び保育所長は、上記(1)「学校施設」に準じて避難対策を実施する。ただし、保育所では、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして移送を行うか、または施設内で保護者に入所児等を引き渡すものとする。

### 3 病院施設

#### (1) 実施担当

病院長または病院の管理者（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所または避難所、病院の空き地、その他安全な場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知

病院の館内放送等により周知させる。

#### (3) 移送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の移送を行う。

イ 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署

等の車両の応援を得て移送を行う。

ウ 院長等は、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導をするため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで移送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

#### 4 社会教育施設（公共ホール等）、事業所等

##### (1) 実施担当

社会教育施設や事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

##### (2) 移送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

##### (3) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

#### 5 駅等

##### (1) 実施担当

ア 駅長または旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停止等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。

イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに駅以外の安全な避難場所に誘導する。その際、可能な限り本部長、警察署長に連絡し、安全な避難経路、避難場所を確認して誘導する。

##### (2) 移送方法

災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

#### 6 社会福祉施設

##### (1) 実施担当

社会福祉施設の長は、消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設にあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

##### (2) 移送方法

避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして、市、警察署等の協力のもとに移送を行う。

## 7 住民センター

災害時に避難所として位置づけられている住民センターにおいては、市長が避難収容を必要と判断した場合は、建物の安全確認後、周知を行うとともに、速やかに避難所を管理する職員を派遣し、避難所運営マニュアルに基づき避難所を開設する。

## 8 土砂災害危険箇所

### (1) 実施担当

ア 本部長は、土砂災害等の危険区域で災害の恐れがあると判断される場合には、関係区域の市民に対し、立退き、またはその準備を行うよう指示する。

イ 消防職員及び消防団員は、主として避難誘導及び救助を行う。

### (2) 対象箇所

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

イ 地すべり危険箇所

ウ 土石流危険渓流

### (3) 警戒避難の基準

過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても次に掲げる場合には、市民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

### (4) 斜面判定士の活用

市は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時、または災害発生の恐れのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士を活用する。

## 第4節 警戒活動

### 第1 水防活動

水防法第3条に基づき、河川、ため池等の浸水、破堤等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市域内の河川、ため池に対する水防対策を実施する。

#### 1 実施担当

本市では水防法第5条に基づく水防団は設置せず、原則として、土木班、泉州南消防組合及び消防団により水防業務を行う。また、必要に応じて、民間事業者に水防活動を委託する。

#### 2 水防体制

河川、ため池等の水防については災害対策本部を設置し、市長は、ため池管理者、泉州南消防組合、警察署等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の協力を得て水防活動を推進する。

#### 3 監視及び警戒

##### (1) 常時監視

「水防法第9条」に基づく巡視員及びため池管理者は、随時市域内の河川、ため池等を巡視して、水防上危険があると認められる箇所があるときは、水防管理者(市長)に連絡し、必要な措置を求める。

##### (2) 非常監視及び警戒

市長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他水防上重要な箇所を中心に巡回を行い、異常を発見した場合は直ちに水防作業を行うとともに、関係機関に連絡する。

##### (3) 警戒区域の設定

ア 「水防法第21条」により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいは区域内の居住者または水防現場にいる者を水防に従事させる。

イ 「水防法第22条」に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、泉州警察署長に対して、警察官の出動を求める。

##### (4) 応援要請

「水防法第23条」に基づき水防管理者は水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者または近隣市町村等に対して応援を求めることができる。

#### 4 出動及び非常配備

市長は、気象予警報その他により必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を指示する。

#### 5 情報連絡

- (1) 市長及び消防長は、気象予警報、雨量・水位の状況等について相互に連絡し、情報交換を密にする。
- (2) 消防長は、出動した消防職員及び消防団員から水防作業、現場状況等の情報を収集し、遂次市長に報告する。
- (3) 市長は、水防活動に際し、常に岸和田土木事務所長、泉南地域防災監、泉南警察署長、その他関係機関との情報交換を緊密に行う。

#### 6 水防資機材の確保

市長は水防に必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

なお、水防活動時に保有する資機材が不足する場合は、岸和田土木事務所が保有する資機材の調達を行う。

## 第2 土砂災害応急対策

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等）の土砂災害に対して、情報の収集・伝達、雨量・水位の測定、避難の指示、警戒避難対策などを的確に実施し、土砂災害による被害の軽減を図る。

### 1 警戒体制の確立

(1) 異常気象等により、災害危険箇所では災害発生の恐れがある場合は、必要に応じて警戒体制をとり、次の事項を実施する。

- ア 危険箇所での警戒及び巡視
- イ 気象情報、予警報等の収集・伝達
- ウ 必要により、市民に対する災害情報提供、避難準備の広報及び避難の指示等
- エ 自治会、自主防災組織等の活用
- オ その他、市長が必要と認める事項

(2) 警戒体制における活動

ア 第1警戒体制の場合

- (ア) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域等、危険箇所の前兆現象の把握に努める。
- (イ) 自治会、自主防災組織等の活動を要請する。
- (ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2警戒体制の場合

- (ア) 市民等に避難準備を行うよう広報する。
- (イ) 必要に応じて災害対策基本法に基づく、避難指示等を行う。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断すべきであるので各地点に定めるが、概ね、下記の雨量状況を基準とする。

警戒体制をとる場合の基準雨量

先行雨量 種別	前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100 mmあった場合	前日までの降雨が なかった場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mm を越えた時	当日の日雨量が80 mm を越えた時	当日の日雨量が100 mm を越えた時
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mm を越え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始 めた時	当日の日雨量が80 mm を越え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始 めた時	当日の日雨量が100 mm を越え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始 めた時

(4) 土石流危険渓流の警戒基準雨量

土石流の発生は、それぞれの渓流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、渓流ごとの特性を十分に考慮し、関係機関と調整を行い、警戒基準雨量を決定する。

なお、大阪府で行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」の結果に基づく大阪府下全域を考慮した土石流発生危険の基準雨量を参考のため記載する。

土石流警戒体制基準雨量（大阪府による）

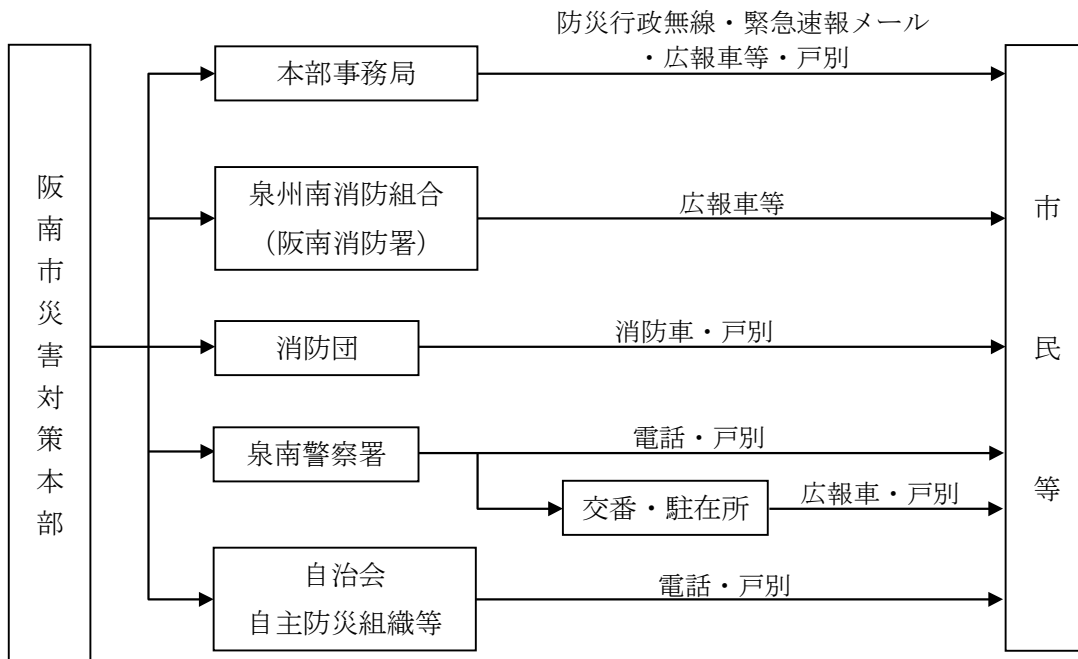
種別	地区名
	泉南地区
第1警戒体制（警戒雨量）	77 mm
第2警戒体制（避難雨量目安）	112 mm

(5) その他の危険箇所の場合

上記の（3）及び（4）を参考にして安全側にたつて早めに警戒体制を確立し、万全を期す。

2 情報の収集及び伝達

(1) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図



(2) 伝達情報の内容

- ア 気象予警報等の情報
- イ 市内・大阪府内の降雨量の状況
- ウ 前兆現象の監視、観測状況の情報
- エ 危険箇所の巡回結果、人家・建物の損壊状況
- オ 市民・滞留者の人数

- カ 避難の指示等
- キ その他応急対策に必要な情報

### 3 前兆現象等の把握

#### (1) 前兆現象の把握

大雨注意報・警報等が発表された場合、または土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施し、前兆現象を把握する。

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上段・下段の竹木等の傾倒状況
- エ 斜面の局部的崩壊
- オ 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ その他必要な情報

#### (2) 斜面判定士の活用

市は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。さらに、災害発生時または災害発生の恐れのある場合は、住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

### 4 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区気象台と大阪府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し通知する。通知を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達する。

### 5 避難対策

避難対策は、「第3編第1章第3節 避難誘導」による。

### 6 災害救助活動

市長は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに泉州南消防組合による救助隊を編成し、救助活動に当たるものとする。

なお、市独自の救出作業が困難な場合には、泉南警察署または大阪府に応援を要請する。

### 7 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、大阪府地域防災計画に基づいて被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所に報告を行う。

\*様式は資料編 82～86 頁参照

## 8 災害応急対策工事

土砂災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を策定し、必要な応急対策工事を行うものとする。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂・岩石等の除去
- (3) 救助資機材の調達
- (4) 災害の拡大防止工事
- (5) 関係機関への応援要請

## 第3 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び大阪府は、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 第5節 津波対策

### 第1 市民等への周知

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、大阪府警察、泉州南消防組合、消防団及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

#### 1 避難指示・誘導

市は、次の場合、市民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

特に、夏季に大勢の人が訪れる海水浴場での避難誘導等については、十分に留意した対応が必要である。

- (1) 津波注意報・大津波警報等が発表されたとき
- (2) 大阪府域において震度4以上の地震が観測された場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により津波による浸水が発生すると判断したとき

#### 2 周知方法と伝達体制の整備

市は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、防災行政無線や広報車等の活用、泉州南消防組合、消防団、自治会・自主防災組織等との連携、「おおさか防災ネット」の活用など、あらゆる手段を用いて、住民等へ周知する。その他、通信機器の耐震対策をはじめ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等の活用など伝達体制の整備に努める。

##### ○伝達体制の整備

- ・ J-ALERT と防災行政無線など既存設備の定期点検の実施と確実な伝達体制の整備
- ・ 市ウェブサイト・緊急速報メール・SNS・エリアメールなど多様な伝達手段の確保
- ・ 電源確保体制の整備
- ・ 夜間、勤務時間外等の伝達体制の確保
- ・ 情報の更新と確実な伝達体制の確保
- ・ 津波知識などの防災知識の普及啓発
- ・ 海水浴客など住民以外の避難者に対する避難の呼びかけ体制の整備

## 第2 津波避難対策等

- 1 南海トラフ巨大地震等による津波警報・大津波警報発令に伴う避難指示の対象となる地区は、3-51 頁以降のとおりである。

なお、市は計画的に、避難場所となりうる施設について耐震化等の把握を行い、原則として高齢者、障がい者等の要配慮者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。
- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
  - (1) 津波による浸水が想定される地区及び浸水範囲
  - (2) 津波発生時における一時避難場所及び緊急避難場所（屋内、屋外の種別）
  - (3) 避難所に至る経路
  - (4) 避難指示の伝達方法
  - (5) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
  - (6) その他、避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 4 地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた津波避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 避難行動要支援者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族または本人が属する消防団・自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 6 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難場所において、避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ① 受入れ施設への収容
- ② 飲料水、主要食料（アルファ化米）及び毛布の供給
- ③ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

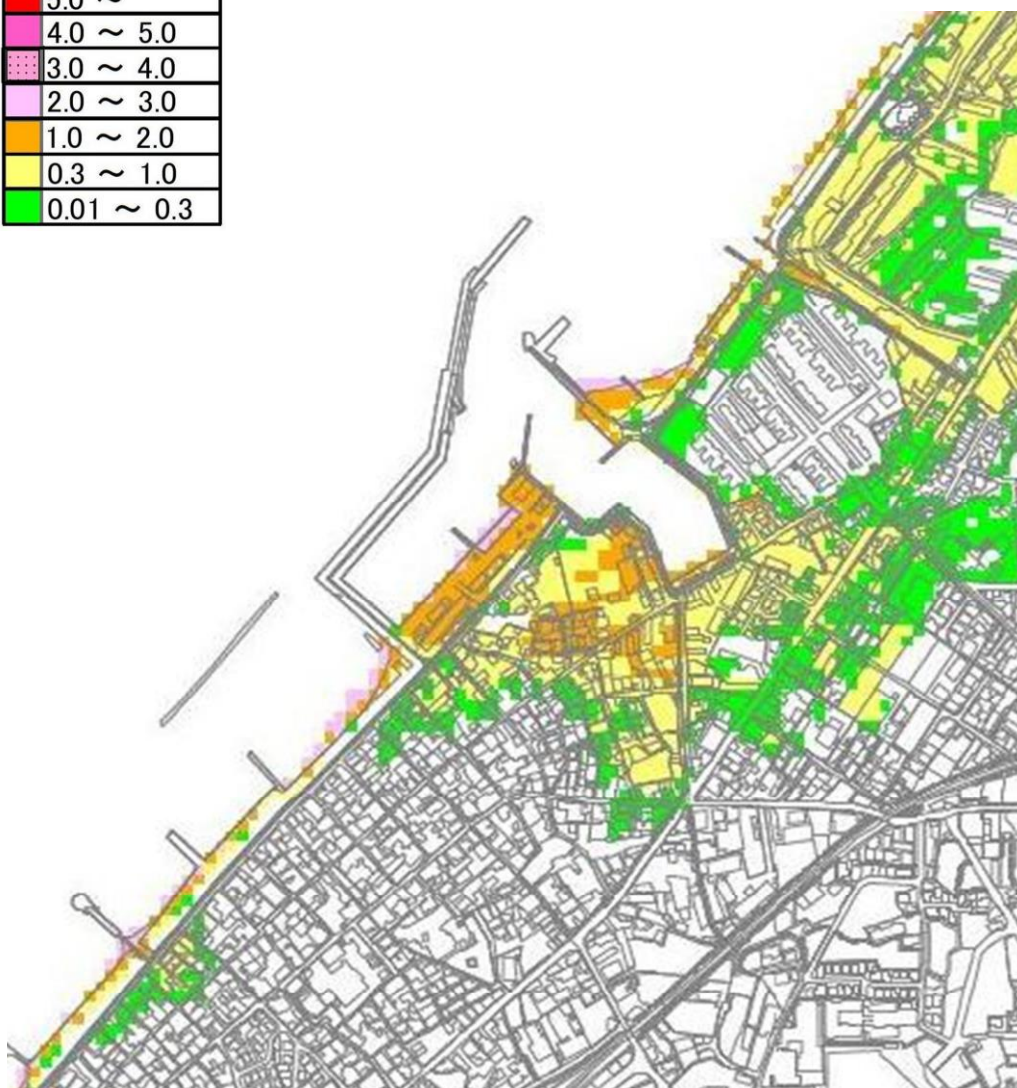
- ① 流通在庫の引き渡し等の要請
- ② 大阪府に対し、大阪府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ③ その他必要な措置

### 阪南市津波浸水予測図

(尾崎港)

浸水深(m)

■	5.0 ~
■	4.0 ~ 5.0
■	3.0 ~ 4.0
■	2.0 ~ 3.0
■	1.0 ~ 2.0
■	0.3 ~ 1.0
■	0.01 ~ 0.3

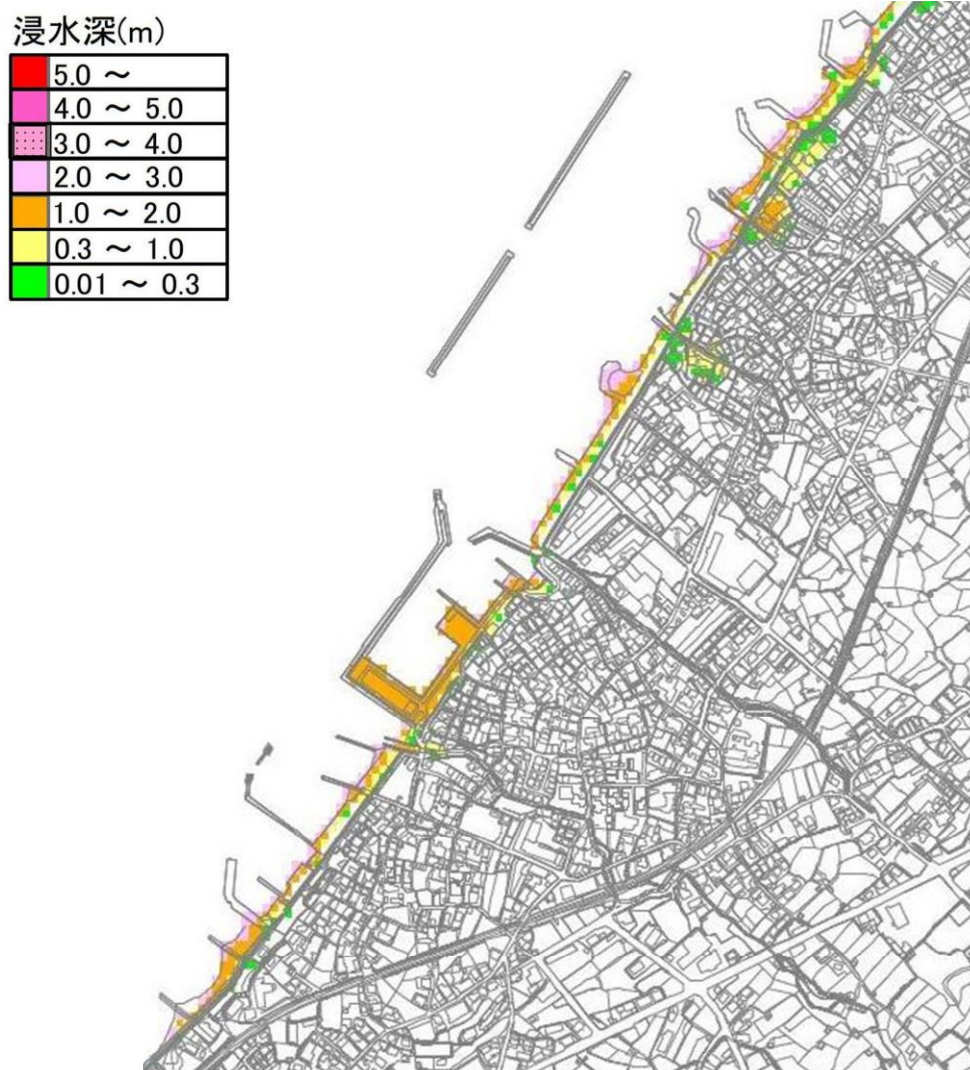


(出典：大阪府津波浸水想定)

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

### 阪南市津波浸水予測図

(西鳥取漁港)



(出典：大阪府津波浸水想定)

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

## 阪南市津波浸水予測図

(下荘漁港)

浸水深(m)

■	5.0 ~
■	4.0 ~ 5.0
■	3.0 ~ 4.0
■	2.0 ~ 3.0
■	1.0 ~ 2.0
■	0.3 ~ 1.0
■	0.01 ~ 0.3



(出典：大阪府津波浸水想定)

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

### 第3 ライフライン事業者の活動

ライフライン事業者は、地震発生時、「第3編 災害応急対策 第2章 11節 ライフライン関係災害応急対策」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

#### 1 都市整備部

市は、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

#### 2 大阪広域水道企業団

水道管や水道施設の破損による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

#### 3 関西電力送配電（株）

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

#### 4 大阪ガスネットワーク（株）

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

#### 5 西日本電信電話（株）関西支店

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

### 第4 交通対策

#### 1 道路

市、大阪府公安委員会及び泉南警察署は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

#### 2 海上

(1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

- (2) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずる恐れがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し、また禁止するものとする。
- (3) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他の船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告するものとする。
- (5) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

### 3 鉄道

南海電気鉄道（株）は、列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

また、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

### 4 バス

バス事業者は、乗客の安全を確保するため避難誘導計画を定めるものとする。

## 第6節 二次災害の防止

市は、大阪府等関係機関と連携し、余震または大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

### 第1 都市基盤施設等（橋梁など道路施設、河川、水路、ため池等農業用施設、急傾斜地崩壊危険箇所など）

市は、大阪府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、都市基盤施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

#### 1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

市は、災害の範囲が著しく拡大し、行政では対処できないと判断した時は、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。

#### 2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 第2 被災建築物の応急危険度判定の実施

市は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。

#### 1 公共建築物

市及び施設管理者は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 2 民間建築物

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、

応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

大阪府は、市町村の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

また、市は平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

### 第3 大規模災害（火災）

市街地及び林野において、地震の二次災害である大規模な火災が発生した場合には、大阪府、市、泉州南消防組合、大阪府警察及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

#### 1 火災警報

市は、消防法に基づき、火災の予防上危険であると認めた場合、火災警報を発する。

（消防法第22条）

##### (1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、大阪府に通報する。大阪府は市に伝達する。

ア 通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

##### (2) 火災警報

市は、大阪府から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。火災警報の発令基準は、市において定める。

##### (3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にある者は、警報が解除されるまで、泉州南消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

##### (4) 市民等への周知

市は、地域防災計画に基づき、市民に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知には、市防災行政無線、広報車などを利用し、自主防災組織等と連携して徹底を図

る。

## 2 市街地火災

### (1) 市

#### ア 災害発生状況の把握及び消火活動

市は、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期発見に努め、関係機関への情報伝達に努める。

#### イ 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃烧状況等を勘案し、消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災による危険が及ぶ恐れのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

また、市街地内の農業用水路等を消火用水として活用し、効果的な初期消火活動を行う。

#### ウ 相互応援

(ア) 市は、市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、大阪府、他の市町等に応援を要請する。

(イ) 被災地以外の市町は、被災市町から要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

(ウ) 市は、火災の状況、地理・水利の情報を応援市町に対して提供する。

### (2) 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。また、消防署、警察署等防災関係機関との連携に努める。

## 3 林野火災

林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

### (1) 火災通報等

ア 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動態勢をとるとともに、関係機関に通報を行う。また、地域住民、入山者等に対して周知を図る。

イ 火災の規模等が大阪府の定める通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、大阪府に即報を行う。

大阪府の定める通報基準は、次の通りである。

(ア) 焼損面積 5ha 以上と推定される場合

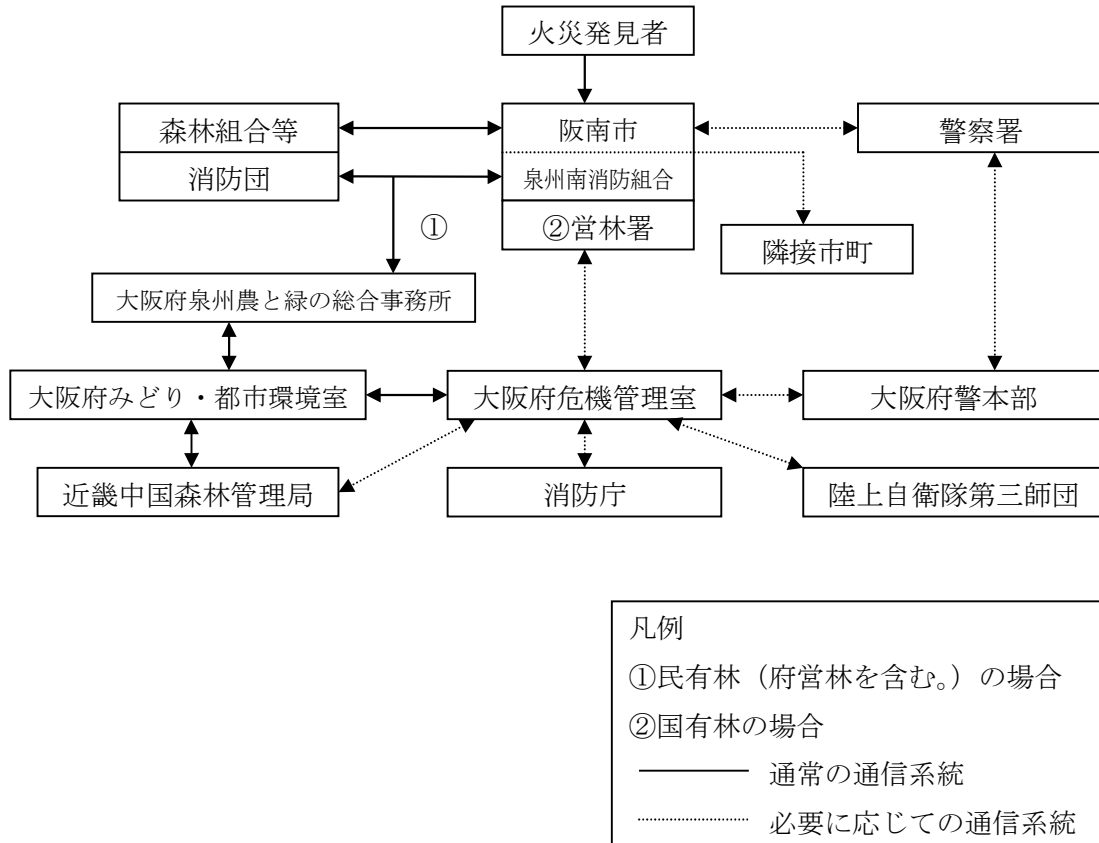
(イ) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合

(ウ) 空中消火を要請する場合

(エ) 住家等へ延焼する恐れがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 火災通報等伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



(3) 活動体制

ア 現場指揮本部の設置

火災を覚知した市は、あらかじめ定める現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町等への応援出動準備要請を行う。

イ 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て当該市町に現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- (ア) 応援協定等に基づく近隣市町等の応援隊の出動要請
- (イ) 自衛隊出動要請の検討
- (ウ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- (エ) 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ 空中消火の要請

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、大阪府への通報を行うと

ともに、次のとおり空中消火の要請を行う。

- (ア) 大阪市消防局航空隊への出動要請
- (イ) 自衛隊出動要請のための大阪府知事への依頼
- (ウ) 消防庁に対する広域航空消防応援要請のための大阪府知事への依頼

エ 航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講じる。

- (ア) 陸空通信隊の編成
- (イ) 林野火災用防災地図の作成
- (ウ) 空中消火補給基地の設定
- (エ) 災害時用臨時ヘリポート等の設定
- (オ) 空中消火用資機材等の点検・搬入

(4) 資料の作成

関係資料は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の確立を図る。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付の消防地第 81 号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに大阪府に報告する。

## 第4 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、地震発生後、火災その他の災害による危険物等の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

### 1 危険物災害応急対策

#### (1) 市

危険物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

#### (2) 泉州南消防組合

危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、または危険物施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

#### (3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### 2 高圧ガス災害応急対策

#### (1) 市

高圧ガス災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

#### (2) 泉州南消防組合

高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、または高圧ガス施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

#### (3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

#### (4) 大阪府及び中部近畿産業保安監督部近畿支部

防災関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止等の緊急措置を講じる。

### 3 火薬類災害応急対策

#### (1) 市

火薬類災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 泉州南消防組合

火薬類の爆発等の災害が発生した場合、または火薬貯蔵施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府及び中部近畿産業保安監督部近畿支部

防災関係機関と密接な連絡をとり、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

4 毒物、劇物災害応急対策

(1) 市

毒物・劇物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 泉州南消防組合

毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、または毒物・劇物貯蔵施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府

毒物・劇物施設が被災して毒物・劇物が飛散・漏洩したり、地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、またはその恐れがある場合は、施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。さらに危険区域を指定し、警察署、消防署等の防災関係機関と連携して、交通規制、広報等の必要な措置をとる。

5 放射性同位元素に係る応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合は、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、相互に協力して次の措置を講ずる。

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

(2) 放射線の測定

(3) 放射線により被曝した者等の救出・救護

(4) 市民等の避難

(5) 立入制限

(6) 交通規制

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第5 高層建築物災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、市、消防機関等関係機関は、それぞれの態様に応じた警防計画の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

### 1 消防体制の確立

高層建築物等に係る災害が発生した場合は、概ね、次のような消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関への通報、連携体制の確立

### 2 消防活動

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### (1) ガス漏れ事故

##### ア 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

##### イ ガス漏れ発生箇所への進入

消防隊のガス漏れ発生箇所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) ガス検知機等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- (イ) 防火衣を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- (ウ) 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入り口の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽に利用するとともに、できる限り低姿勢で進入する。
- (エ) 火花を発する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、カッターを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

##### ウ ガスの供給遮断（消防法施行令第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク（株）が行うものとする。

ただし、消防隊が大阪ガスネットワーク（株）に先行して災害現場に到着し、大阪ガスネットワーク（株）の到着が相当遅れることが予想され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急でやむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊が、ガスの供給を遮断したときは、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク（株）に連絡する。

エ ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡の上、大阪ガスネットワーク（株）が行うものとする。

(2) 火災等

ア 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

(ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期

(イ) 活動時における出動小隊の任務分担

(ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

(ア) 高層建築物等の消防用設備の活用

(イ) 活動時における出動小隊の任務分担

(ウ) 浸水、水損防止対策

(エ) 排煙、進入時等における資機材対策

3 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために、必要な交通規制を実施する。

4 その他

市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視等所要の措置をとる。

## 第7節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。

### 第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、被害が生じた場合には、その状況を市及び関係機関に報告する。

### 第2 各施設管理者における対応

#### 1 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、西日本高速道路（株））

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。
- (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### 2 鉄道施設（西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株））

- (1) 各社であらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限、若しくは速度制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。
- (4) 災害時には、踏切が長時間遮断状態になる場合があるが、踏切通行時は鉄道係員の誘導に従うこと（ただし、大津波警報発令時等の緊急を要する場合は、踏切道に電車の往来が無いことを確認し、安全であると判断した場合のみ、自己責任のもと避難する事象が生じる。）

#### 3 港湾・漁港施設（大阪港湾局等）

- (1) 港湾施設等に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。

## 第2章 災害発生後の活動

### 第1節 被害情報の収集伝達

#### 第1 被害情報等の収集伝達

地震等の災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎となり、必要不可欠であるため、被害調査報告に基づき、関係機関と連携をとり、迅速かつ的確に実施する。

このとき、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うこととし、市は府と連携し情報収集を行う。

#### 1 被害状況等の収集

##### (1) 被害情報等の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報及び防災活動情報は、次のとおりである。

##### ア 初動情報

災害発生時の各防災関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の情報を把握する。

- (ア) 人的被害・避難の状況
- (イ) 避難指示等の状況、警戒区域の設定状況
- (ウ) 防災関係機関の防災体制の状況
- (エ) 防災対策の実施状況
- (オ) その他必要な事項

##### イ 被害情報

- (ア) 人的被害情報
- (イ) 物的被害情報
  - a 庁舎（本庁、分室）、泉州南消防組合等の防災関連施設
  - b 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
  - c 住家・商店・工場、田畑、危険物施設等
  - d 河川、崖・擁壁等
- (ウ) 機能被害情報
  - a 上水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等の生活関連施設
  - b 道路、鉄道等の交通関連施設
  - c 電話、放送等の通信関連施設
  - d 医療、保健衛生関連施設

##### ウ 発災情報

- (ア) 災害発生状況（発生箇所、時期、規模等）

- (イ) 災害の拡大・減衰傾向
- エ 防災活動情報
  - (ア) 避難及び指定避難所の状況
  - (イ) 避難指示等の状況
  - (ウ) 警戒区域の設定状況
  - (エ) 防災関係機関の防災体制の状況
  - (オ) 応急救護体制の状況
  - (カ) 防災対策活動の実施状況
- (2) 被害情報収集の実施者
 

被害状況の情報収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたるが、それぞれの分担は次のとおりである。

被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	(1) 来所者、入所者、職員等の人的被害 (2) 施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	(1) 商店・工場、田畑、危険物施設等の物的被害 (2) 住家の被害 (3) その他の施設の人的、物的、機能的被害
泉州南消防組合	(1) すべての人的被害 (2) 火災発生・延焼状況及び火災による物的被害 (3) 危険物施設の物的被害 (4) 要救援救護情報及び医療活動情報 (5) 避難の必要の有無及びその状況

- (3) 被害状況のとりまとめ
  - ア 情報の統括・報告責任者
 

災害情報の一元化を図るため、危機管理監が情報総括責任者となり、災害情報の収集・総括・報告を行う。
  - イ 各部から本部への報告
 

班長は、被害程度・規模等に関して、災害の推移に応じて、迅速かつ的確に調査結果をまとめ、各部の庶務班長に報告し、庶務班長は災害対策本部（危機管理班）に報告しなければならない。

    - (ア) 被害状況の種類とその基準
      - a 災害の原因
      - b 災害が発生した日時
      - c 災害が発生した地域・場所
      - d 被害状況

- e 災害に対して既にとった措置
- f 災害に対して今後とろうとする措置
- g 災害対策に要した費用の概算額
- h その他必要な事項
- (イ) 被害状況調査の担当者
  - a 広域調査：大阪府危機管理室、各防災関係機関
  - b 調査統轄：災害対策本部広報班
  - c 詳細調査：災害対策本部各班

被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの、なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部分の被害がその住家の時価20%以上50%未満のもの	
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの、ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもので、及び全壊または半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため、一時的に居住することができないもの	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもので	
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの、なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部または全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	港湾	「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨湾交通施設とする。	
砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		

## 第3編 災害応急対策

被害項目	報告基準	
その他の被害	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

## 2 被害状況の報告

### (1) 調査報告

被害状況調査はそれぞれ各班が実施し、各部の庶務班長がまとめ危機管理班に報告する。  
なお、緊急を要する本部への被害報告は、防災行政無線（移動系）を使用する。

### (2) 防災関係機関等への報告

危機管理班及び広報班は、収集した被害情報等のうち必要なものを整理して、次に示す機関等へ連絡する。また、情報の正確さを期すため各機関の情報を相互に交換する。

- ア 応急対策を実施する災害対策本部の関係各班（部内）
- イ 各防災関係機関（部外）
- ウ 報道機関
- エ 市民

### (3) 調査報告の留意事項

- ア 被害状況の迅速な伝達かつ的確な報告を期すため、防災関係機関と常に連絡をとり、正確な情報を把握する。
- イ 本部への報告は、様式3（資料編83～84頁参照）により実施するが、緊急を要する報告は、防災行政無線（移動系）、電話等で行う。
- ウ 被害の様子については、写真を添付する。
- エ 被害の調査については、泉南警察署と連絡をとりながら行う。

### 3 大阪府への報告

本市域に災害が発生した場合は、大阪府防災情報システムを活用して、市は災害の状況、対策措置等を次のとおり大阪府へ報告する。同システムが使用できない場合は、電話、ファックス等により報告する。また、必要に応じて大阪府の緊急防災推進員とも連携する。

#### (1) 報告の基準

被害情報等の報告は、次の定めるところにより行う。

- ア 災害対策本部を設置したとき
- イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの
- ウ その他特に報告の指示があったもの

#### (2) 報告の事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 災害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

このとき、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

#### (3) 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府に報告する。

- ア 市民からの消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を大阪府に通報する。
- イ 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

#### (4) 報告期間

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし、「災害概況速報」等により報告する。 \*災害概況速報は資料編82頁参照

- ア 発生報告（被害状況等速報） \*被害状況等速報は資料編83～84頁参照  
災害発生直後に、被害状況の概要を大阪府防災情報システム等で大阪府危機管理室に報告するとともに、避難・救護の必要性並びに災害拡大の恐れなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を岸和田土木事務所にも行う。

- イ 中間報告（被害状況報告）  
発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況等に大き

な変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

- ウ 最終報告（災害確定報告） \*災害確定報告は資料編 85～86 頁参照  
 応急措置が完了した場合は、「災害確定報告様式」の全項目について 20 日以内に報告する。

#### 4 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、次の方法により措置する。

##### (1) 発見者の通報義務

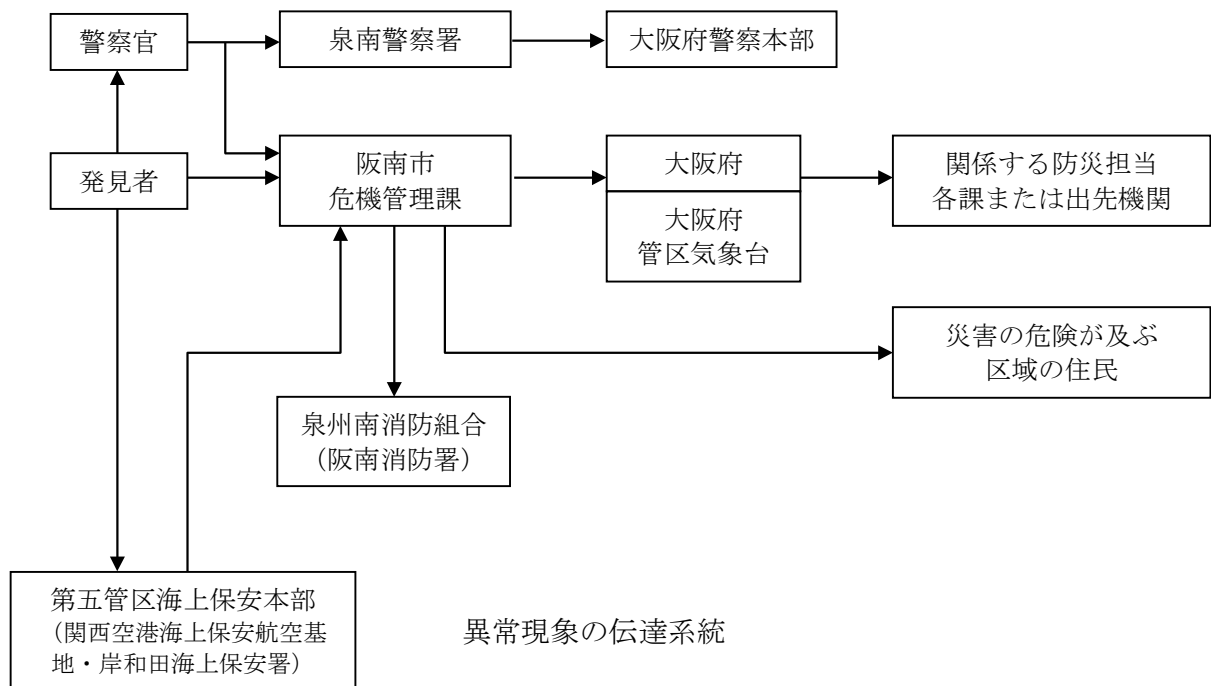
異常現象を発見した者は、遅滞なく本部長または警察官若しくは海上保安官に通報する。

##### (2) 警察官・海上保安官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、直ちに本部長並びに泉南警察署若しくは第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報する。

##### (3) 本部長の通報

通報を受けた本部長は、直ちに大阪管区气象台、大阪府（本庁関係課または出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶ恐れのある異常現象については、市民に周知する。



##### (4) 異常現象の種類

###### ア 気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

###### イ 地象に関する事項

地盤の隆起、陥没など

- ウ 水象に関する事項
  - 河川、ため池等の異常水位など
- エ その他
  - ガスもれ、危険物の流失（出）、堤防の漏水等がある場合

## 第2 災害通信体制

地震等の災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。なお、大阪府は、災害応急に必要となる通信機器が不足または、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

### 1 通信窓口の指定

#### (1) 通信窓口

市及び防災関係機関は、通信窓口を防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表（資料編 42～45 頁）のとおり定めている。

#### (2) 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

### 2 通信体制

市で利用できる通信体制の概要は次のとおりである。

#### (1) 無線通信体制

##### ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の複信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、全局の統制を実施するための無線室を市役所庁舎内に設け、災害時に特に必要な防災関係機関及び避難所との連絡や災害対策本部からの調査班等との連絡等に用いる。

##### (ア) 固定系

災害時に、屋外拡声器や戸別受信機を介し、市から住民等に対して直接的に各種災害情報や防災情報の伝達等に利用する。

##### (イ) 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の状況連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して統制局の管理のもと、各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不

要不急の通信は禁止する。

イ 大阪府防災行政無線

大阪府と、大阪府の出先機関、大阪府下市町村及び防災関係機関を結ぶ無線網であり、災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達に使用する。

(ア) 一斉通信

大阪府からの災害時の気象予警報や各種情報等の全市町村に対する一斉伝達に利用される。

この一斉専用電話は、本市では危機管理課に設置されている。呼び出されれば、受話器を上げるだけで聞こえるので、内容をメモし、関係各課・本部長等に通報する。

(イ) 無線電話

大阪府の各課や各市町村等に対し、加入電話が輻そうして利用しがたい場合には、この無線電話で連絡する。

大阪府災害対策本部事務局の無線

「 200 - 4875 」

なお、災害対策本部設置時には、本部室に設置する夜間用電話器により、一斉通信及び無線電話の両方が利用できる。

ウ 西日本電信電話（株）関西支店の災害応急復旧用無線

西日本電信電話（株）関西支店は災害時に有線電話が途絶した場合、通信サービスの確保を図るため、各種の災害応急通信設備を有している。

(2) 非常・緊急用電報

ア 非常・緊急扱いの電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信・伝達される電報である。

非常・緊急扱いの電報の利用方法

発信紙に「非常」または「緊急」と朱書きし、西日本電信電話(株)関西支店に申し込む。

(3) 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用することができないが、災害時の非常事態が発生したとき、または発生する恐れがある場合で、西日本電信電話（株）関西支店その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、「電波法 52 条」の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む。）でも取り扱える。これを非常通信といい、また、災害時の通信を総務大臣が各種無線施設の免許人に命じて確保させることを非常無線という。以上の通信は「災害対策基本法」でも、同様の規定がある。

市から大阪府への連絡は、大阪地区非常無線通信協議会通信経路（市町村系）として定めてある。

非常無線通信の利用方法

加入電話や大阪府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、泉南警察署、泉州南消防組合、南海尾崎駅まで電文を送信して、伝達してもらう。

本市における非常通信の利用先は、次図のとおりである。

大阪地区非常無線通信経路

起点	級	非常通信経路
阪南市 危機管理課	A	0.2 km ..... 泉南警察署 —— 大阪府警本部 —— 大阪府庁 (総務課) (通信指令室) (危機管理室)
	A	0.5 km ..... 泉州南消防組合 —— 大阪市消防局 —— 大阪府庁 (阪南消防署) (指令情報センター) (危機管理室)
	B	0.3 km <span style="float: right;">4.2 km</span> ..... 南海尾崎駅 == 南海電鉄本社 ..... 大阪府庁 (営業部運転指令) (危機管理室)

- (注) 1 A級、B級とは総合信頼度をいう。  
 2 凡例 ..... 使徒区間  
 —— 無線区間  
 —— 有線区間  
 == 有線無線混在区間

### 第3 災害広報

災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し自らの判断で適切な行動がとれるよう、迅速かつ適切な広報を様々な手段を用いて行う。

#### 1 実施機関

広報責任者は、広報班長（まちの活力創造課長）とし、情報総括責任者との密接な連携協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

#### 2 広報の方法

各部において広報を必要とする事項は、危機管理班を通じて広報班に連絡する。ただし、緊急に必要なものについては、市及び泉州南消防組合において適切に広報活動を実施し、事後速やかに危機管理班へ報告する。

#### 3 市民に対する広報

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

##### (1) 広報の内容

###### ア 台風接近時の広報

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報 等

###### イ 地震発生直後の広報

- (ア) 地震情報(震度、震源、地震活動 等)・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・気象の状況
- (イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (ウ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (エ) 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

###### ウ 風水害発生直後の広報

- (ア) 気象等の状況
- (イ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (ウ) 土砂災害（二次的災害）の危険性 等

###### エ その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその後の見通し
- (ウ) 被災者のために講じている施策
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況

- (オ) 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い 等

(2) 広報の方法

ア 市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

- (ア) 市防災行政無線（固定系）による広報
- (イ) 各種広報車及びハンドマイクによる広報
- (ウ) 自治会、自主防災組織等の協力
- (エ) 避難所等における職員の派遣による広報
- (オ) チラシ・ポスター等の印刷物による広報
- (カ) 新聞等の報道機関の協力
- (キ) 市ウェブサイトによる広報

イ 具体的な広報体制

市民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

- (ア) 市防災行政無線（固定系）による方法
- (イ) 市防災行政無線（固定系）の届かない地区については、広報車による。
- (ウ) 災害危険箇所については、市防災行政無線（固定系）による他、自治会・自主防災組織等に対して電話で行う。
- (エ) 避難の指示については、避難誘導員による戸別訪問も行う。

4 報道機関に対する情報の発表

- (1) 災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じて報道機関に発表する。この情報提供は、情報内容の一元化を図るため、すべて広報班において行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

- (2) 放送局の利用（緊急警報放送）

避難の指示等で緊急を要する場合に、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き原則として大阪府に次の事項を明らかにした上、放送を依頼する。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

- (3) 避難行動要支援者に配慮した広報

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

## 5 広報資料の収集

- (1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材を行う。
- (2) 災害写真の撮影
  - ア 現場に写真撮影班を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。
  - イ 各班及び他の機関が撮影した写真の収集に努める。
  - ウ 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合には、これを提供する。

## 6 災害相談

財政・物品調達班は、災害の状況により、被災した市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班及び機関に連絡する。相談業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 災害応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理、住宅のあっせん
- (4) 生業資金のあっせん、融資
- (5) 被災証明書の発行

## 第4 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

### 1 発信の目安

- (1) 台風
  - ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合
  - イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合
- (2) 地震  
府域に震度 6 弱以上を観測した場合
- (3) その他自然災害等  
その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

## 2 発信の内容

### (1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

### (2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

## 第2節 広域応援等の要請・受入れ

### 第1 関係機関等への応援の要請

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や各種団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧の万全を期する。

#### 1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するため、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、応援を受けた本市が負担し、応援隊は本市の指揮下に入る。

##### (1) 応援の要請ができる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

ア 応急措置を実施する必要があると認めるとき

イ 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

ウ 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

##### (2) 応援に当たっての要請事項

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要事項

##### (3) 大阪府知事に対する応援要請

「災害対策基本法第68条」に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合は、市から大阪府危機管理室を通じて行う。

##### (4) 他の市町村に対する応援の要請

「災害対策基本法第67条」に基づいて、他の市町村長に対して応援要請を行う。

#### 2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。

##### (1) 職員の派遣の要請

「災害対策基本法第29条」または「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の

17」の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を勘案して、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

「災害対策基本法第30条」に基づき、災害応急対策または復旧のため必要があるときは、大阪府知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、「災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条」に定めるところによる。

### 3 労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇い上げ等によっても、なお不足し、特に必要が認められる場合は従事命令または協力命令を発し、対策要員を確保する。

ア 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項 災害対策基本法第65条第3項	市町村長 警察官 海上保安官 自衛官
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	大阪府知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	大阪府知事 市町村長 (委託を受けた場合)
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17号	水防管理者 消防機関の長

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による大阪府知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師
	2 保健師、助産師及び看護師
	3 土木技術者及び建築技術者
	4 大工、左官及びとび職
	5 土木、建築業者及びその従事者
	6 地方鉄道業者及びその従事者
	7 軌道経営者及びその従事者
	8 自動車運送業者及びその従事者
	9 船舶運送業者及びその従事者
	10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による大阪府知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官または海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市町村の区域の市民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務遂行による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合せた者その物件の管理者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者または消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者または水防の現場にある者

ウ 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき、または発した命令を変更し、若しくは取り消す時は、公用令書を交付する。

エ 費用

本部長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合には法律または条例の定めるところにより、その損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

ア 必要労働者数

イ 男女別内訳

ウ 作業の内容

エ 作業実施期間

オ 賃金の額

カ 労働時間

キ 作業場所の所在

ク 残業の有無

ケ 労働者の輸送方法

コ その他必要な事項

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動に、自治会、自主防災組織等の協力を求める。

4 要員の任務

災害時に派遣された要員、労働者等は、本部長の指揮下で、それぞれ次の災害対策の業務に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

本市地域防災計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては奉仕団等の意見を尊重して行う。

ア 炊出し、その他災害救助活動の協力

イ 清掃及び防疫

ウ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

- オ 軽易な作業の補助
- カ その他上記の作業に類した作業
- (3) 一般労働者
  - ア リ災者の安全な場所への避難支援
  - イ 医療及び助産における各種移送業務
  - ウ リ災者の救出
  - エ 飲料水の供給
  - オ 救済用物資の輸送
  - カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令または協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣職員は、職種に応じて指示された業務に従事する。

## 第2 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは市域で発生した災害に対処できないと判断したときは、速やかに、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

## 第3 広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

受援にあたっては、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

## 第4 自衛隊派遣要請

災害が発生し、または二次災害の発生する恐れのある場合で、市民の人命・財産を保護するため本部長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、大阪府知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 1 実施機関

危機管理班は、本部長の指示により地震災害の状況により人命及び財産の保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要、または効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条2の規定に基づき、大阪府知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 2 市長の災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により大阪府知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに大阪府知事に通知する。

### 3 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、以下のような大阪府知事の要請を待っていないとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく自らの判断で基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待っていないとまがないと認められる場合

### 4 災害派遣要請基準

要請基準は、次のとおりである

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき

- (2) 災害が発生し、または災害発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 市内で大規模災害が発生し、応急措置に応援を必要とするとき
- (4) 救助物資輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

## 5 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣は、上記の本部長の依頼による大阪府知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に部隊等の派遣がある。

- (1) 災害が発生しようとしている場合における大阪府知事の要請に基づく災害派遣
- (2) 災害発生事態に照らし、特に緊急を要し、大阪府知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、大阪府知事からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

## 6 災害派遣の要請手続

- (1) 前項における派遣要請の要求の判断は、泉南警察署、泉州南消防組合等関係機関の長と協議の上、迅速に行う。
- (2) 派遣要請の要求は、下記の事項を災害派遣要求依頼書に明記し、口頭、または電話等で大阪府知事(大阪府危機管理室)に行う。 \*災害派遣要求依頼書は資料編 92 頁参照  
なお、事後速やかに依頼文書を提出する。
  - ア 災害の状況及び派遣要請を要請する事由
  - イ 派遣を必要とする期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項

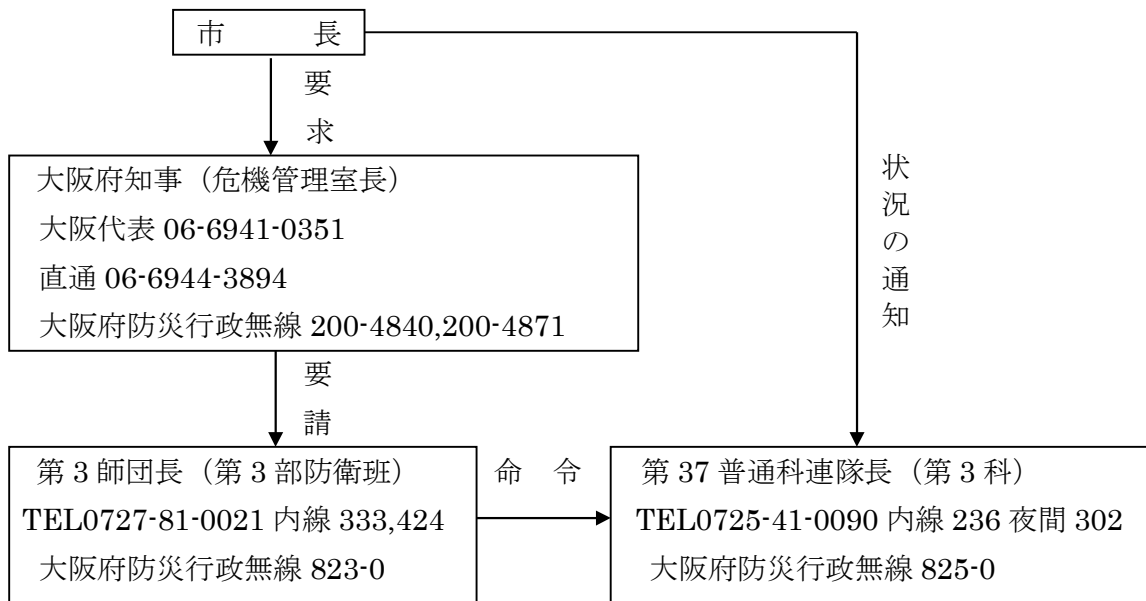
### (3) 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できるかぎり早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

### (4) 自衛隊派遣・撤収要請との手順

本市の担当部隊は、陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊である。

自衛隊派遣・撤収要請等の手順は、次図のとおりである。



自衛隊派遣・撤収要請等手順

## 7 派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるようにその受入体制について、次のことを行う。

### (1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉南警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

### (2) 受入体制

ア 市は、受入責任者に危機管理監を指名し、派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。

イ 受入体制の確立

派遣部隊の展開、宿営等のための拠点を確保する。

ウ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合は、ヘリポートを準備する。

### (3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請し、市はその活動に協力する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の

自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 避難者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路または水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸与及び譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

#### 8 派遣部隊等の撤収要請

本部長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭または電話により大阪府知事（大阪府危機管理室）に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

\*自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書は資料編 92 頁参照

### 第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

市及び大阪府は、総務省に協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び大阪府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 第6 自治体相互間の応援体制の整備

被災時は、自治体の災害対応能力が著しく低下することが予想される。このような事態に適切に対処するため、同時に被災することが極めて稀であると考えられる自治体との相互応援協定を締結し、広域的な相互応援体制の整備を図る。

また、本市は甚大な津波被害等が想定される和歌山県に近接しており、和歌山県沿岸自治体への後方支援拠点となる可能性も想定した応援体制の整備の検討を行う。

## 第7 広域避難

福井県には15基の原子力施設が立地しており、万一これらの原子力施設に関して災害が発生した場合、福井、滋賀、京都の3府県の住民は円滑な避難が求められる。関西広域連合では、これらの受入れについて調整を行い、福井県の一部、滋賀県、京都府の約25万人については広域連合構成団体で受け入れを行うこととしている。本市においては、滋賀県長浜市の避難先となっており、これら広域避難者を円滑に受け入れるべく避難所の整備や避難者に対する支援体制の整備を行う。

### 1 市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

### 3 広域避難者の受入れ体制の整備

市及び大阪府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 第8 関係団体及び民間企業との協力体制の確保

災害時に備え、平時からの関係団体及び業界との協力体制の整備を図るとともに、災害時の連携を促すための情報交換等を積極的に行うことができる仕組みや要請手順について整備を図る。また、連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

### 第9 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

### 第10 民間協力団体及びボランティアの受入れ

市は、大災害が発生して被災範囲が広範囲にわたり、被災者が多数に及ぶ場合で、防災関係機関の職員だけでは応急対策の実施が十分に行えないときは、可能な範囲で市民や事業者、ボランティア、民間団体等の協力を得る。

協力を得るにあたっては平時から連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

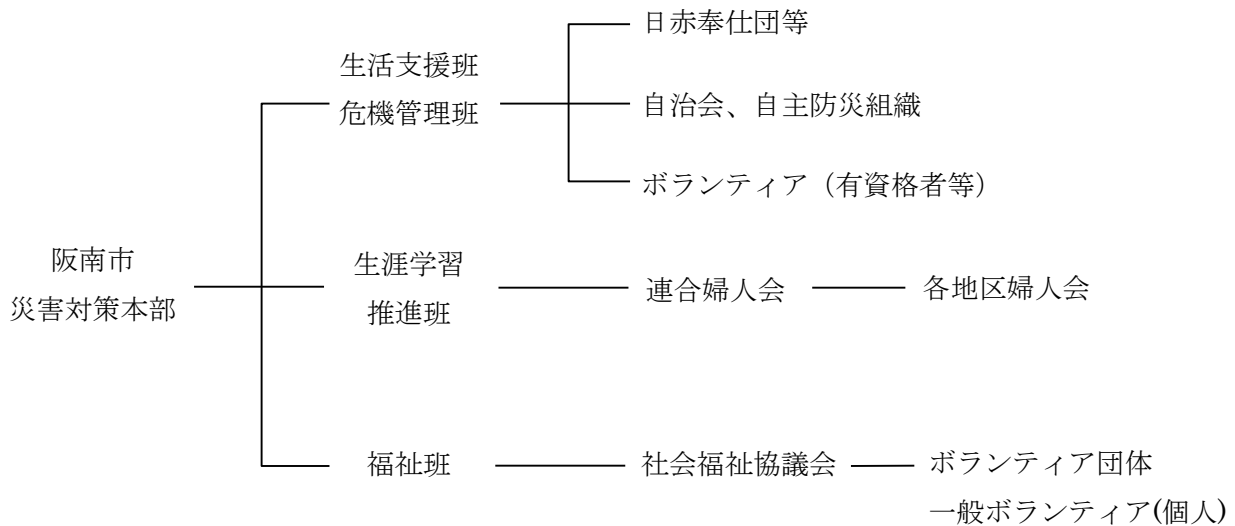
#### 1 労働者確保の種別

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用するものとする。

- (1) 災害対策実施期間の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 防災関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (3) 日赤奉仕団等の協力動員

- (4) 自治会、自主防災組織の動員
- (5) ボランティアの動員
- (6) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (7) 緊急時における従事命令等による労働者の動員

## 2 民間協力団体等への連絡系統



## 3 ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と緊密に連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

### (1) 受入窓口

市は、受け入れ窓口の中心的な役割を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、ボランティアの受入、活動の調整を行うための窓口を設置する。

### (2) 活動拠点及び資機材等の提供

市は、ボランティア活動拠点及び必要な資機材・事務用品の提供を行う。拠点は、尾崎公民館・地域交流館とする。ただし、被災状況等の必要に応じて他の拠点確保が必要な場合は、適切な代替拠点を提供する。

(3) 情報の提供

市は、災害の状況及びボランティア活動に必要な情報を積極的に提供する。また、ボランティアに関する情報を積極的に市民に広報する。

(4) 活動内容

災害時に、被災者への一般的な支援活動全てを活動とし、主要な事項としては、次のとおりである。

- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 被災家屋等の片づけ
- ③ 救援物資の受け付け・配分の協力
- ④ 高齢者等避難行動要支援者の介助
- ⑤ 避難所運営の協力
- ⑥ 避難所内における給食・給水・清掃等の協力
- ⑦ 要配慮者等のニーズ把握や安否確認
- ⑧ 近隣住民等と連携した様々な生活支援活動
- ⑨ その他被災者に対する支援の協力をに係る活動

4 防災ボランティア（有資格者等）の受入れ

市は、防災知識、技術、資格等を有する団体または個人を対象とする阪南市防災ボランティア登録制度により、防災ボランティアの受入れ・登録を行い円滑な応急対策の実施を図る。

第11 各機関による連絡会議の設置

市は、大阪府、市町村、警察、日本赤十字社及び自治会・自主防災組織等が、相互に連携した災害応急対策活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第12 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

効果的な消防活動を実施するため、大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

## 第3節 災害救助法の適用

地震などの災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については「災害救助法」の適用を受ける。国の災害対策として大阪府知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施し、被災した市民の保護と社会秩序の保全を図る。

### 1 実施責任者

「災害救助法」の適用に基づく応急救助活動は大阪府知事が実施する。

大阪府知事から委任された事項については、市長が実施責任者となり応急救助活動を実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

この適用基準は、「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条」に定めるところに基づくものである。市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合であって、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに災害救助法を適用する。

具体的な適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき
- (2) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が、40世帯以上に達するとき
- (3) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上である場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市で多数の世帯の住家が滅失したとき（多数とは上記の(1)または(2)の数に達しなくても良いが、被害の態様・周囲の状況により大阪府が判断する。）
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき

### 3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊(全焼)、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊または半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

なお、被害の程度については、被害状況等報告基準による。

「第3編災害応急対策 第2章災害発生後の活動 第1節被害情報の収集伝達 第1被害情報等の収集伝達」参照

#### 4 災害救助法の適用手続

- (1) 市長は、本市における災害による被害の程度が、前記2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を大阪府知事に報告するとともに法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記2の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。
- (3) 災害の事態が急迫して大阪府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は法による救助に着手し、その状況を直ちに大阪府知事に報告するとともに、その後の措置について大阪府知事の指揮を受けなければならない。

#### 5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については大阪府が実施し、その他については、市が府の委任を受け実施する。

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具、資料の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 6 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「大阪府災害救助法施行細則」に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

## 第4節 避難所の開設・運営

### 第1 避難所の開設

#### 1 実施担当

避難所開設班（住民センター）、教育総務班（小中学校）は、地震等の災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示（命令）に基づき、市民の安全を図るために避難所の開設等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

#### 2 避難所の開設

##### (1) 指定避難所の開設

ア 市長は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、あらかじめ施設の安全性を確認し、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

イ 市長は、指定避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。

ウ 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を大阪府知事及び泉南警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時及び場所

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することができる。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

##### (2) 指定避難所の収容対象者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害には、直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害により、現に被害を受ける恐れがあり、避難指示等の出された者

エ 避難指示等が発せられないが、緊急に避難することが必要である者、または避難することを希望する者

## (3) 福祉避難所の開設等

ア 市は要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容を行うため、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、福祉避難所として老人福祉センター及び各福祉施設を開設する。

イ 福祉避難所が不足する場合は、他の社会福祉施設管理者やホテル・旅館等に協力を依頼し、これを実質的に福祉避難所として開設し、または要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容を行う。

また、必要に応じ、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

ウ 要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容が困難な場合は、大阪府、近隣市町等に協力を要請する。

エ 避難収容にあたっては、要介護高齢者、障がい者等の意思を尊重し、かつプライバシーの保護に留意し、これを行う。

オ 福祉避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の福祉避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

## 3 避難所の管理、運営

## (1) 避難者の収容

ア 避難所責任者は、行政職員であるが、避難所の運営に関しては自治会長若しくは自主防災組織のリーダーと互いに協力しあいながら避難所の管理、運営を行う。

イ 避難所責任者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても誘導し、収容する。

ウ 避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、市への報告を行うとともに、別に定める避難所収容者名簿を作成する。

エ 避難所責任者は、被災者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、または収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。

## (2) 避難所の管理

ア 避難所責任者は、施設の管理者、警察官、赤十字奉仕団等の協力を得て、事前に施設管理者との間で定めた避難所運営に関する役割分担等を基に避難所の管理を行う。

イ 避難所責任者は、収容状況を市に報告する。

ウ 避難所における救助実施の記録を避難所が閉鎖されるまで別に定める救助実施記録日計表を作成する。

エ 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線（移動系）等により直ちに市に報告する。

- (ア) 被災者の収容を開始したとき
- (イ) 収容者全員が退出、または転出したとき
- (ウ) 収容者が死亡したとき
- (エ) 避難所に悪疫が発生したとき
- (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき

オ 避難所責任者は、自宅または縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。

### (3) 避難者の他地区への移送

ア 市長は、避難者の生命、身体保護のため、移送を必要とするときは、市保有の車両または借上げ車両により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては泉南警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の警戒等の措置を要請する。

イ 市長は、被災地域が広域にわたり、市域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力では処理できない場合は大阪府知事に応援を要請する。

## 4 避難所生活の長期化に対応する環境整備と管理、運営の留意点

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに市への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (9) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (10) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、

女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- (16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- (18) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

## 5 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

## 6 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の避難所設置のための費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表に定めるとおりである。

\*災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表は資料編 60～62 頁参照

## 第2 救出・救急活動

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、または捜索してその者を保護するため、救出活動を行う。

### 1 実施担当及び救出体制

実施担当及び救出体制は次のとおりである。

- (1) 泉州南消防組合及び消防団が泉州警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して実施するが、消防機関等のみでは対応できない場合は、周辺市町村、大阪府警察本部、大阪府等に応援を要請する。
- (2) り災者の救出体制は、泉州南消防組合等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特

殊機械器具、その他資機材を使用して迅速に救出作業に当たる。

- (3) 市自体による救出が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、具体的内容を明示して大阪府知事または隣接市町村に応援等を要請する。

## 2 救出の対象

### (1) 救助隊の出動

- ア 火災時に火中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- エ 崖くずれ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- オ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- カ ガス、危険物、薬品、放射性物質等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- キ その他これに類似する場合

### (2) 対象者

- ア 行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
- イ 行方は判っているが、生存しているか否か明らかでない場合

## 3 救出の方法

- (1) 泉州南消防組合は、救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両・船艇・特殊機材・救助用資機材等を準備または調達し、迅速に救出活動を実施する。
- (2) 救出活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関とも連携し、救出を行う。

## 4 救急活動

- (1) 救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (2) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を確保するために、現場本部に応急救護所を設置して応急救護を実施する。
- なお、負傷の程度や救護所の能力によっては、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

## 5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、危機管理班へ報告する。

## 6 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織ならびに自治会、事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

## 第5節 生活救援活動

### 第1 給水活動

地震等の災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

#### 1 実施担当

大阪広域水道企業団は、応急給水計画を策定し、り災者へ飲料水の供給を行うが、応急活動において、応援が必要な場合は、ブロック本部を通じて日本水道協会等に支援を要請する。

#### 2 給水対象者

災害のため水道施設等が被災し、又は飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

#### 3 給水活動

##### (1) 飲料水の確保

飲料に適した水の確保については、次の方法によって行う。

ア 水道施設が破損し機能停止した場合は、あんしん給水栓により応急給水を行う。

イ 大阪広域水道企業団の送水管からの受水ができない場合は、貯水容量等を考慮して、日本水道協会等に支援を求め、時間給水等の臨機の措置をとる。

##### (2) 給水計画

ア 特別給水：市全域において、計画の想定目標規模の給水を行う。

イ 地区給水：特定の地区において上述の規模に達しない程度の給水を行う。

復旧給水期間は災害発生の日から28日以内程度とし、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を実施する。

##### (3) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

###### ア 給水方法

(ア) 拠点給水：指定避難所、公園等特定の場所で給水する。

(イ) 搬送給水：給水タンク車等により給水する。

(ウ) 仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により仮設共用栓をつくり給水する。

(エ) 給水用資機材による給水：給水用資機材として、緊急用飲料水袋等を被災者に配布し、給水を行う。

###### イ 給水時間

原則として日没までとするが、必要により早朝、夜間等の時間帯に配慮して給水する。

その具体的な方法については、広報車や防災行政無線（固定系）を通じて市民に周知する。

ウ 給水の優先順位

病院、社会福祉施設、指定避難所等緊急度の高い施設を優先する。

(4) 留意事項

ア 応急給水を実施したときは、応急給水日計表を作成する。

イ 災害時には、水は飲料水だけでなく、初期消火にも重要な役割を果たすことを考え、各防災関係機関はもちろんのこと、市民一人一人においても常に必要最小限度の水の備蓄を励行するよう協力を要請する。

## 第2 食料の供給

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等も一時的に混乱し食料品の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食料等を支給し一時的に被災者及び応急対策要員の食生活を保護する。

### 1 実施担当

本部長の指示により、財政・物品調達班、給食班、都市整備班が実施する。

### 2 給与対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、そのために炊事のできない者
- (3) 被災したため、供給機関が通常の配給を行うことができないので、その機関を通じないで、供給を行う必要がある者
- (4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者（「災害救助法」の対象ではない。）

### 3 食料の調達

#### (1) 重要物資等の確保

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、大阪府や物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）等に対し、食料の調達を要請する。

\*重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量は資料編 37 頁参照

#### (2) 調達する食料

災害時において市が調達する食料は次のとおりである。

##### ア アルファ化米、精米、乾パン等

市内米穀業者から購入するとともに、災害救助法が適用された場合は、速やかに大阪府へ要請して供給を受けるが、供給方法その他については「本節第3の4 災害救助法が適用された場合の措置」によるものとする。

##### イ 牛乳、粉乳

できる限り市内の小売販売業者から調達するが、それで賄えない場合は、大阪府知事に調達あっせんの依頼をするものとする。

##### ウ インスタント食品その他

インスタント食品等については、市内スーパーマーケット及び食料品店にあらかじめ協力を依頼し、調達を図る。

### 4 食料の供給

- (1) り災者に対する食料供給については、避難所毎の必要量を算定した上で、まず、市の備

蓄しているものから自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所やその周辺の適当な場所を実施する。

ア 炊出し給食は、避難所内またはその近隣の公共施設を利用し、給食業務を円滑に実施する。

イ 災害の規模、状況等により適宜炊飯に替え、パン、牛乳またはインスタント食品等による給食を実施する。

この場合は、品目、数量等を明らかにし、り災者間に不公平が生じないように適切に実施しなければならない。

ウ 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

エ その他炊出し給食等について必要なことは、災害の状況等に応じ、そのつど給食班が定める。

オ 給食班は、り災者に対する給食を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、危機管理班へ報告する。

(2) 食料の炊出しは、学校給食センター等も用いて行うが、燃料の確保については、市内の燃料業者に要請する。

(3) 災害従事者に対する給食は、(1)アに準じて行い、その実施に当たっては給食班との連携を密にして行う。

(4) 食品の確保、調達ができないとき、または炊出しができないときは、大阪府及び周辺市町村に応援を要請する。

(5) 炊出し及び供給の基準等

炊出し及び供給の対象者、支出限度、期間等は、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

## 5 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) アルファ化米、高齢者用食料等の応急供給方法

本部長は、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量のアルファ化米等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

(2) 米穀及び乾パン、漬物の応急供給方法

本部長は、災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の精米等の購入が困難である場合に、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づいて政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米を調達するが、その概要は次のとおりである。

ア 緊急引渡しの対象者

(ア) 被災者

(イ) 災害救助従事者

イ 引渡し品目

(ア) 米穀（精米または玄米）

(イ) 乾パン

(ウ) 漬物

ウ 引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次のとおりである。

区分 \ 品目	米 穀	乾パン	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり 200gまたは 玄米1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者供給用	精米1人1食当たり 300gまたは 玄米1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g

エ 引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う引渡し場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は次表のとおりである。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
大阪府知事と市長の 連絡ができる場合	大阪府災害用備蓄倉庫	乾パン	大阪府知事または 市長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市長
交通、通信の途絶等の ため大阪府知事と市 長との連絡がつか ない場合	政府倉庫及び農林水産 省指定倉庫(大阪府災害 用備蓄倉庫を除く。)	玄米	市長
	漬物保管者倉庫	漬物	

オ 引渡し手続き

政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米の緊急引渡しの手続きは次のとおりであるが、詳細は大阪府災害救助用食料緊急引渡要領によるものとする。

(ア) 大阪府知事と市長の連絡ができる場合

a 乾パン

(a) 引き渡し場所

大阪府災害用備蓄倉庫

(b) 引渡し手順

- ・市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・大阪府知事は引渡し数量を決定する。
- ・大阪府知事は近畿農政局大阪農政事務所長に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・大阪府知事は近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い市長へ引渡す。

b 精米（流通在庫米）

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

- ・ 市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・ 大阪府知事は引渡し数量を決定する。
- ・ 大阪府知事は米穀卸売業者に対して供給の要請を行う。
- ・ 米穀卸売業者は市長へ引渡す。
- ・ 米穀卸売業者は大阪府知事へ供給報告を行う。

c 漬物

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

- ・ 市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・ 大阪府知事は引渡し数量を決定する。
- ・ 大阪府知事は漬物保管者に対して供給の要請を行う。
- ・ 漬物保管者は市長へ引渡す。
- ・ 漬物保管者は大阪府知事へ供給報告を行う。

(イ) 交通、通信の途絶等のため大阪府知事と市長の連絡ができない場合  
(市長が(ア)による引渡しを受けることができない場合)

a 玄米（農林水産省指定倉庫等の在庫米）

(a) 引渡し場所

農林水産省指定倉庫等

(b) 引渡し手順

- ・ 市長は近畿農政局大阪農政事務所長等に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・ 支所長等は市長へ引渡す。
- ・ 市長は大阪府知事に対して引取報告を行う。

b 漬物

(a) 引渡し場所

漬物保管者倉庫

(b) 引渡し手順

- ・ 市長は漬物保管者等に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・ 漬物保管者等は市長へ引渡す。
- ・ 市長は大阪府知事に対して引取報告を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

\*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

### 第3 生活必需品等の供給

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、またはき損し、ただちに日常生活を営むことが困難なものに対して、急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与、または貸与する。

このとき、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

#### 1 実施担当

本部長の指示により、財政・物品調達班及び都市整備班が実施する。

#### 2 給与または貸与の対象者及び品目

##### (1) 対象者

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

##### (2) 品目

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、箸等）
- オ 保育用品（ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク その他

#### 3 調達及び配分方法

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき生活必需品が不足し、自ら調達することが困難であるときは、大阪府や物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）等に対し、生活必需品の調達を要請する。

##### (1) 生活必需品の調達方法

上記の生活必需品の内、市で備蓄している品目と数量については、資料編 37 頁に示す重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量のとおりである。

不足する品目等については、市内のスーパー等業者から災害の規模に応じて必要な生活

必需品の調達を行う。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、大阪府に対し物資の調達あっせんを要請する他、周辺市町村に応援を要請する。

## (2) 配分の方法

ア 生活必需品の配分は、それぞれ世帯構成人数に応じて配分する。なお、この配分に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

イ り災者に対する生活必需品の給（貸）与を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、危機管理班へ報告する。

## (3) 義援物資

災害の義援物資等が市に送られてきたときは、とりあえず市の施設に一括保管し、その品目別に分類、整理して配分する。

## 4 災害救助法が適用された場合の措置方法

原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の生活必需品等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

\*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

## 第4 医療・救護活動

市は、大阪府及び関係機関の協力のもと、災害により医療・助産の途をなくした被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

### 1 実施担当

本部長が主体となり、市災害医療センターである阪南市民病院及び泉佐野泉南医師会等において応急的な医療・助産を行う。

### 2 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

### 3 医療情報の収集・提供活動

大阪府救急医療情報システム、大阪府防災情報システム及び泉佐野泉南医師会等の協力により、人的被害・医療機関被害状況及び被害地区医療ニーズを速やかに把握して対策の検討を行うとともに、直ちに市の医療関係情報を大阪府に報告し、併せて市民にも情報提供と協力依頼を行う。

## 4 現地医療の確保

## (1) 医療班

ア 阪南市民病院は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療班（3班体制）を編成する。

医療班	—	医師	1
		看護師	2
		補助員	1

イ 医療班編成のための参集場所は保健センターとする。ただし、災害対策本部が参集場所を指示したときは、それに従う。

## (2) 医療班の編成・派遣

## ア 医療班の編成・派遣

阪南市民病院は、災害の状況に応じて速やかに泉佐野泉南医師会と協力して、医療班を編成し、市の定める参集場所に派遣し、医療救護活動を実施する。

医療班は原則として、現地医療活動を行うために必要な資機材等を携行する。

## イ 負傷者が多い場合の措置

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医療班の派遣要請を行う。

## ウ 市災害医療センター

市災害医療センター（阪南市民病院）は、医療班（3班体制）を派遣して医療救護活動を実施する。

## (3) 医療班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

## (4) 救護所の設置・運営

ア 応急救護所は、災害による被害が甚大で、現場における応急処置やトリアージ等の救急活動が必要な場合に、現場付近に設置する。

イ 医療救護所は、軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理が必要な場合に、避難所、保健センター、各医療機関に設置する。

ウ 医療機関の管理者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定することができる。

## (5) 医療班の受入れ・調整

救護班は、医療班の受入れ窓口を設置し、大阪府（保健所）及び日本赤十字社の支援・協力のもと救護所の配置調整を行う。

## 5 現地医療活動

## (1) 救護所における現場医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

大阪府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災市民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 被災地域内医療設備の支援要請

市は、必要に応じ、大阪府にヘリカル CT 車、レントゲン車等の派遣を要請する。

6 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、市災害医療センターを拠点とし、泉佐野泉南医師会の協力を得て、患者の受入れ病床を確保する。

市が管内の医療機関で後方医療のための病床が確保できないときは、大阪府が提供する救急医療情報システムにより医療情報を把握するとともに、大阪府に要請し、病床の確保を図る。

また、大阪府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市等に提供する。

7 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

(7) 患者の陸上搬送は、原則として泉州南消防組合が所有する救急車で搬送する。救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(イ) 市において搬送車両が確保できないときは近隣市町、協定市町村及び大阪府に救急

車または搬送車及び要員の要請を行う。

イ ヘリコプター搬送

市においてヘリコプター搬送が必要と認めるときは、大阪府に要請する。この場合、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期すとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

## 8 災害医療機関の役割

### (1) 災害拠点病院

大阪府下において大規模災害が発生したときは、次の医療機関が中心になり、独自にまたは大阪府・市町村の要請により災害による負傷者等に対応する。

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

(ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

(イ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

(ウ) 地域の医療機関への応急医療資機材の貸出し等の支援

### (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

### (3) 市災害医療センター

阪南市民病院を市災害医療センターとし、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

### (4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

## 9 医療器具、医薬品等の調達

市及び大阪府は、医療・助産の救護活動に必要な医薬品、医療資機材については、保有するものを優先的に使用するが、不足する場合には市内の薬局等、医薬品等関係団体の協

力を得て調達し、供給活動を行う。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

#### 1 0 巡回健康相談等の実施

救護班は、被災者の健康状態に配慮して、必要に応じ、避難所、在宅の避難行動要支援者等に対しては戸別に、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

#### 1 1 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、資料編 60～62 頁参照  
なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、危機管理班へ報告する。

### 第5 応急教育等

地震等の災害が発生し、またはその恐れのある場合は、児童・生徒の安全を確保し、教育施設の保全の措置を講ずるとともに、教育の中断、機能低下等を防止し、教育目的を達成することとする。

#### 1 実施担当

- (1) 市立小中学校の応急教育及び小中学校施設の応急復旧対策は、教育総務班及び指導班が行う。
- (2) 市立保育所・幼稚園等の応急保育の応急復旧対策は、福祉（児童福祉）班が行う。
- (3) 災害に対する各学校・幼稚園などの措置については、学校長・園長が具体的な応急対策をたてる。
- (4) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、本部長は大阪府知事の補助機関として行う。

#### 2 学校長・園長の措置

##### (1) 事前準備

##### 【風水害】

ア 災害の恐れがある場合は、学校長・園長は、学校の立地条件を考慮し、あらかじめ策定した災害時の応急計画に基づき、関係者等に指示する。

イ 学校長・園長は、災害の発生の恐れがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項について、あらかじめマニュアル等を定めておくものとする。

(ア) 学校行事、会議等中止すること

(イ) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後指導処置、保護者との連絡方法を検討すること

- (㉔) 大阪府教育委員会、泉南警察署、泉州南消防組合及び保護者への連絡方法の確認を行うこと
- (㉕) 時間外においては、学校長・園長は所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと

### 【地震・津波災害】

#### (2) 災害時の措置

地震災害発生時及び緊急時復旧時については、次に示す3～7の措置をとる。

#### (3) 被災報告

学校長・園長は、災害発生後速やかに、次の事項について教育総務班・指導班及び福祉(児童福祉)班に報告する。

- ア 園児・児童・生徒の被災状況
- イ 学校施設・備品等の被災状況
- ウ その他教育施設の被災状況

### 3 園児・児童・生徒等の保護

#### (1) 園児・児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長または学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど臨機の措置をとる。

ア 授業開始後にあつては、早急に園児・児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添って帰宅させる等の措置をとる。

ただし、保護者が不在の者または住居地域に危険の恐れのあるものは、学校等において保護する。

イ 二次災害が予想され、登校前などに休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、園児・児童・生徒等に連絡する。

ウ 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで見合わせる。

エ 学校長・園長は、地震、洪水等で校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。

オ 学校長・園長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を指導班に報告する。

カ 学校長・園長は、災害の規模、園児・児童・生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育総務班・指導班及び福祉(児童福祉)班に連絡する。

また、学校長・園長は、災害対策に協力し、校舎・施設などの管理に必要な教職員を確保して、万全の体制を確立する。

#### (2) 教育施設の保全

ア 教育施設及び備品等の被害を最小限に留めるため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等の予想される事故に対して万全を期す。

イ 小中学校施設が被災した場合は、教育総務班は必要最小限の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。

なお、この場合、被害の事実及びその状況を写真撮影等により記録する。

### (3) 教職員の体制

応急教育の実施にあたっては、市教育委員会において、状況等を取りまとめの上、必要があれば、速やかに大阪府教育委員会と協議、調整を図り、必要な措置を講じる。

## 4 応急教育の実施

小中学校施設の被災、または園児・児童・生徒の被災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は次のとおりとする。

なお、学校教育が平常に復帰するまでの間、学校長は毎日午前9時現在の応急教育状況を指導班に報告する。

### (1) 応急教育実施予定場所

校舎の全部または大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

また、校舎の一部が使用できないときは、特別教室、講堂、体育館等を利用し、必要により二部授業等を実施する。

なお、前記の措置について学校長は指導班と協議し、その決定事項は教職員、園児・児童・生徒及び地域住民に周知徹底を図る。

### (2) 授業時数の確保

ア 災害による休校、二部授業等その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努める。

イ 長期にわたる休校の場合については、自宅学習または各地区の小組織に区分して応急教育を実施する。逐次教育施設の復旧に伴い、集団を統合して授業の継続を図る。

### (3) 園児・児童・生徒の健康保持

被災地区の園児・児童・生徒に対しては、被災状況により臨時健康診断、検便等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示・助言により、必要な措置をとる。

## 5 就学等に関する措置

学校長は、被災により就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童生徒に対して援助または救護を行うよう、教育総務班を通じて大阪府教育委員会へ要請する。

## 6 災害救助法が適用された場合の措置方法

### (1) 学用品等の給与

学用品等の給与に関する品目・対象者・期間・費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じる日までに学校長は被災児童生徒の教科書・学用品等の被害状況を直ちに調査し、その結果を指導班に報告する。

## ア 給与品目

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具

## イ 給与対象者

住家が全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品等を滅失または棄損した者

## ウ 調達方法

教育総務班は、指導班からの情報をもとに、学用品購入（配分）計画表を作成し、発行者・供給業者に連絡の上、必要な教科書、学用品等を調達する。

## エ 支給方法及び報告

- (ア) 被災状況別・小中学校別に1人当りの配分計画表（調達する場合の購入計画表を兼ねる。）を作成し、これによって配分する。
- (イ) 教科書、学用品などを給与した場合、学用品の給与状況、その他関係書類を作成して、危機管理班、財政・物品調達班に報告する。

## (2) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

\*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

## 7 給食に関する措置

給食施設の被災により完全給食の実施が困難な場合は、可能な範囲で給食パンを確保するなど応急措置を実施し、学校給食はできる限り継続実施するように努める。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに学校給食センター等を使用したとき
- (2) 給食施設の全部または一部が被災して給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が諸般の事情により不可能なとき
- (6) 給食の実施が適当でないと認められるとき

なお、給食再開に当たっては、衛生管理には十分な注意が必要である。

## 8 幼稚園等の措置

幼稚園等についても、前述の考え方に準じて園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

## (1) 幼稚園児等の保護

地震災害が発生した時は、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては必ず保護者等に直接引き渡す。

## (2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

## (3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、近隣幼稚園との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を行う。

## (4) 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・助言を受ける。

## 9 保育所等の措置

保育所等についても、前述の考え方に準じて乳幼児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

## (1) 乳幼児の保護

地震災害が発生した時は、休所、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に乳幼児の降所に際しては、施設内で保護者等に直接引き渡す。

## (2) 保育施設等の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

## (3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や乳幼児の被災により通常保育が不可能な場合、近隣保育所等との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

## (4) 乳幼児の健康管理

被災地区の乳幼児に関しては、十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・助言を受ける。

## 10 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は被害状況を調査して生涯学習推進班に報告する。生涯学習推進班は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会と協議の上、その所有者（管理責任者）に対し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 第6 住宅の応急確保

市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進等により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

## 1 住宅対策の順序

市及び大阪府は、災害直後直ちに、指定避難所の設置による被災者の応急収容、民間賃

貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

地域に十分な賃貸型応急住宅が存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ公営住宅等の既存住宅ストックの一時提供の措置を講じる。

また、住宅の応急修理及び障害物の応急対策を行いながら、できるだけ早く災害復興住宅の布告融資、災害公営住宅等の建設・既設公営住宅等の復旧、民間住宅の復興に対する支援等による住宅対策を行う。

## 2 応急仮設住宅の借上げ

被災者の生活支援として、生活支援班はあらかじめ被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握を行い、災害時に迅速にあっせんできるような体制の整備に努め、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

## 3 応急仮設住宅の設置

### (1) 建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要性が生じた場合に備え、次の施設を建設型応急住宅の建設の予定地とする。

\*応急仮設住宅の建設予定地は資料編 36 頁参照

### (2) 建設敷地の選択方法・基準

建設型応急住宅の敷地は、できるかぎり集団的に建築できるよう次の事項に留意して、関係機関に協力を求め、予定地を含めた適当な場所を選定するものとする。

- ア 飲料水の確保が可能で、安全でかつ保健衛生上好ましいこと
- イ 交通、教育、り災者生業の利便性があること

### (3) 建設用資機材及び業者の確保

建設型応急住宅の建設に当たっては、大阪府経由でプレハブ建築協会に協力を要請する。また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけで対応できない場合は、近隣市町村や大阪府に応援を要請する。

### (4) 配慮事項

応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

## 4 公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、大阪府・公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

## 5 被災住宅の応急修理

市は、大阪府から委任を受けた場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営むことができず、かつ自らの資力ではその住宅の応急修理ができない場合に、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

## 6 住居障害物の除却

(1) 市は大阪府から委任を受けた場合、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

(2) 市は必要に応じ大阪府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

## 7 住宅に関する相談窓口の設置等

(1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

(2) 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

# 第7 災害警備活動

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は関係機関と密接な連携のもと不法事案の予防警戒、各種犯罪の取締り、検挙を行う。

## 1 犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的事案を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 自主防犯についての注意指導、警告広報

(2) 避難地、食料等救助物資の集積所、その他警戒対象における警戒警備

(3) 警戒警ら活動の強化

(4) 臨時交番、検問所等の設置

(5) 非常警戒、一斉取締り、その他防犯警戒

(6) 暴利行為その他生活安定関係事犯の取締り

(7) その他防犯情報の収集とその分析検討による犯罪の予防・取締り対策の実施

## 2 流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する的確な情報の収集と活発な広報活動による人心の不安の除去
- (2) 人心の不安を助長するようなデマ情報の取締り

## 3 保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 銃砲刀剣類及び火薬類の所持違反等の取締り強化
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第26条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬または携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

## 4 海上警備対策

海上の災害から大阪府民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防、取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

## 第6節 交通関連等活動

### 第1 緊急交通規制

災害時において大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

#### 1 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び泉南警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管 理 者	国土交通大臣 大阪府知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項	
警察官	道路における交通が著しく混雑する恐れがある場合、道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じる恐れがある場合	道路交通法 第6条第2項、 第4項	

#### 2 相互連絡

大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合には、事前に道路交通の禁止または制限の対象、区間及び理由を相互に通知する。

## 3 大阪府公安委員会、大阪府警察による交通規制

## (1) 災害発生直後の交通規制

ア 災害により道路交通が途絶した場合は、府県境において、他府県から大阪府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて、規制区域の増減等必要な措置を講じる。

イ 交通規制点においては、パトカー等を重点に配置するとともに、状況に応じて立て看板、柵等を使用して規制の実効を期す。

ウ 交通規制区域においては、走行中の車両を規制区域外または道路外に誘導し、緊急通行車両の通行路及び避難路を確保する。

エ 主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行または避難誘導の障害となる道路上の車両を近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

## (2) 交通安全の施設の機能確保

災害による信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講じるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

## (3) 緊急通行確保の交通規制

災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関に連絡して、その緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急輸送車両（大阪府知事または公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、または制限する措置を講じる。

なお、公安委員会（泉南警察署長）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

## 4 道路管理者の交通規制

(1) 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

(2) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。

(3) 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

(4) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や大阪府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

5 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

6 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

7 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）による海上交通の制限等

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全と秩序の維持のため必要があると認める場合は、船舶交通を制限し、または禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇等の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、MICS（沿岸域情報提供システム）、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡視等により周知する。

## 第2 緊急輸送活動

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、船舶、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

1 実施担当

危機管理班及び救護班は、災害応急対策に要する物資・資機材の輸送、あるいは被災者及び災害応急対策要員の移送に関する輸送手段の確保や手配を実施する。

なお、輸送の実施はその応急対策を実施する班において担当する。

2 緊急交通路

災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための市内の緊急交通路

等は、資料編 38 頁参照

### 3 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府及び大阪府警察に連絡する。

### 4 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急交通路が途絶したときは、道路管理者は関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

### 5 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ 上記のア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

### 6 緊急輸送の方法

輸送に当たっては、車両、鉄道、船舶、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、次のとおり実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 車両の確保

本市で保有する車両等は、資料編 46～47 頁に示すとおりである。また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

イ 供給方法

災害対策本部の各班において車両の必要が生じたときは、危機管理班へ配車要求書を提出して配車を受ける。

ウ 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して大阪府に調達あっせんを要請する。

(7) 輸送区間及び借り上げ期間

- (イ) 輸送人員または輸送量
- (ロ) 車両等の種類及び台数
- (ハ) 集結場所及び日時
- (ニ) その他必要な事項

## (2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)に要請して輸送手段を確保する。

## (3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合または船舶の方が効率的な場合については、船舶による輸送を確保する。

## (4) ヘリコプターによる輸送

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ選定している災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。

## 7 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が「災害対策基本法第76条第1項」に基づく交通規制を実施した場合、大阪府知事または公安委員会（泉南警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

### (1) 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

### (2) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長は、緊急通行車両確認申請書を大阪府知事または大阪府公安委員会に提出する。また、事前届出を行っている車両については、泉南警察署に申請書を提出する。

### (3) 緊急通行車両の確認証明書及び標章

緊急通行車両の確認を受けた場合は、大阪府知事または公安委員会から証明書及び標章（資料編91頁参照）を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

### (4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的にあらかじめ定められた場所（総合体育館）に集積する。

### (5) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

なお、救助実施記録日計表及びその他関係書類を作成し、危機管理班へ報告する。

## 8 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

## 第3 障害物除去活動

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、土石、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

### 1 道路・河川障害物の除去対策

#### (1) 道路の実施担当

災害時の障害物により道路の通行に支障をきたす場合、国道については国土交通省が、府道については大阪府が、市道については土木班がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

#### (2) 河川の実施担当

河川に流木等が氾濫した場合は、河川の管理者である、大阪府及び土木班がそれぞれ管轄の部分について障害物の除去を行う。

### 2 住宅関係障害物の除去対策

#### (1) 実施担当

本部長の指示により土木班が住宅関係障害物を除去する。

#### (2) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営み得ない者または日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所等のような場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊または床上浸水した者を対象とし、自己の資力で障害物の除去を実施できない者に限り対象とする。

### 3 その他の障害物の除去対策

電柱及び架線については、西日本電信電話（株）関西支店、関西電力送配電（株）、西日本旅客鉄道（株）、南海電鉄（株）の責任の下に除去・処理し、また、建設中の現場工作物については請負業者が適切に処置する。

西日本旅客鉄道（株）、南海電鉄（株）は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

#### 4 道路障害物除去の方法

##### (1) 障害物の除去の優先順位

大規模災害時には直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、放置車両等の除去等の措置を講じる。

除去の優先順位は、次のとおりである。

- ア 市民の生命安全を確保するための重要な市内道路（避難路）
- イ 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）
- エ その他災害応急対策活動上で重要な道路

##### (2) 資機材の確保

市は、資機材が不足したときは市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や大阪府に応援を要請する。

##### (3) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物等のうちで廃棄するものについては、除去の実施責任者が管理する遊休地やごみ捨て場等を利用し、その他の公有地についても協力を得て一時的に集積し、その後処理する。

- ア 一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その対象とする工作物に適した場所

#### 5 河川関係障害物除去の方法

河川管理者は、河川における障害物をその状況に応じて最善の方法で除去し、除去した障害物を交通の障害にならない場所に一時的に集積する。

#### 6 住宅関係障害物除去の方法

- (1) 住宅関係の障害物の除去については、道路等の障害物の除去と同様に実施するが、必要最低限度の日常生活が営める状態にまで除去する。
- (2) 期間及び費用の限度額等については、災害救助法の基準による。
- (3) 住宅関係障害物を除去したときは、救助実施記録日計表を作成して、危機管理班に報告する。

#### 7 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合、障害物の除去のうち、住居及びその周辺に運ばれた障害物の除去については災害救助法の対象となる。

## 第7節 環境衛生活動

市及び関係機関は、被災地域における感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、清掃・し尿処理等の必要な清掃活動を行う。

### 第1 防疫活動

#### 1 実施担当

感染症の伝播を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、防疫対策を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、災害の状況によっては、民間事業者等に協力を要請する。

#### 2 防疫組織

- (1) 感染症予防委員を設置し、円滑な防疫活動を実施する。
- (2) 被災地における感染症の発生を予防するため、泉佐野保健所の助言・指導を得て防疫組織を編成するものとし、災害の状況によって適宜に増員するものとする。
- (3) 必要に応じ、関係機関等へも応援を要請し、十分な防疫活動の体制を確保する。

#### 3 清潔措置・消毒措置の実施

浸水地域等の感染症が発生する恐れのある地域を重点的に消毒するとともに、ネズミ、蚊、ハエ等の駆除を行う。

##### (1) 消毒方法

- ア 機動消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒
- イ 動力消毒：動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- ウ 手押消毒：手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

##### (2) 消毒薬の配布

市赤十字奉仕団及び自治会等の協力を得て、消毒薬を被災地域・世帯に配布するとともに、手指消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

##### (3) 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生管理の徹底を図る。

##### (4) 薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達する。

#### (5) 各世帯における消毒

浸水地区に対しては、自治会の協力を得て各戸に消毒剤を配布し、床及び壁の拭浄並びに便所及び手指の消毒の周知徹底を図るものとする。

### 4 家庭用水の供給

家庭用水による感染症の発生が見られ、または予想される場合、家庭用水の使用禁止を周知徹底し、消毒措置を取るとともに、用水の供給を実施する。

### 5 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止または拡大防止のため、予防接種の種類、対象及び期間を定めて、泉佐野保健所、泉佐野泉南医師会等の協力のもと予防接種を実施する。

#### (1) 実施場所

住民センター、小中学校、公共施設、その他の適当な施設をその都度定める。

#### (2) 班の編成

1 班：責任者、医師、看護師及び保健師、補助員

2 班：同上

#### (3) 検病調査及び健康診断

これらの措置については、大阪府知事が責任者となり、実施に際しては地域の関係機関が協力する。浸水・滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り数多く実施する。

#### (4) 器具、器材及び薬品の調達

器具及び器材については、状況に応じて泉佐野保健所等から借り上げる。

また、薬品については関係業者から購入するが、現品不足の場合は大阪府（薬務課）に斡旋を要請する。

### 6 被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 7 感染症患者への対応

被災地にインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症に罹患した患者が発生した場合は、感染拡大防止のため、他の患者と別の静養室・スペースを確保する。また、感染症の種類に応じた消毒を行う。感染症が発生すると予測される地域については、泉佐野保健所と緊密な連絡のもとに情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

#### (1) 保健所と協議の上、感染症の種類や重症度などを考慮し、適切な医療機関につなげる。

医療機関が満床の際は個室が確保できる最寄の公共施設を借用し、感染拡大防止に努め

る。

- (2) 感染症の種類や重症度により、自宅等で静養が可能な患者については、保健所と協議の上、外出自粛・自宅の消毒などの指導を行う。

## 8 衛生教育及び広報活動

感染症の予防方法、防疫薬品の使用方法等をパンフレット、広報車等により周知を図り、注意を喚起する。

## 9 被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

### (1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を行う。

ウ 経過観察中の在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

### (2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

## 10 必要資機材の備蓄調達

平常備蓄している資機材のほか、必要に応じ関係業者から購入するものとするが、現品不足の場合は大阪府に斡旋を依頼する。

## 第2 保健衛生活動における連携体制

市及び大阪府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

### 第3 動物保護等の実施

市及び大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

#### 1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。

#### 2 避難所における動物の適正な飼育

市は、大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

#### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市、大阪府、警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

### 第4 清掃活動

#### 1 実施担当

被災地は、ごみ及び汚物等が多く発生するため、生活環境班及び清掃班は迅速適切に清掃業務を実施し、環境浄化を図る。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び周辺市町村に応援を求める。

#### 2 ごみ処理

作業が効果的に行えるよう現有清掃車両及び人員を投入し、避難所を中心に被災地のごみの迅速な収集を行うとともに、本市だけで処理できない場合は、大阪府を通じて周辺市町村の応援を求める。

##### (1) 収集の方法

分別収集の実施に努める。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

エ 収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

オ 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

カ 集積場

ごみ集積場は、既設の場所を用いるが、使用または集積場への交通が不可能な場合は、自治会長等と協議の上、他の場所に臨時集積場を選定する。その場合、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、臨時集積場における衛生状態を保つ。

キ 自主搬入

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、原則として市民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。

(2) 処理の方法

ア 処理施設

市が所有する処理施設で処理するが、必要に応じて衛生上支障のない方法で処理する。

イ 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、災害対策本部に連絡報告する。

ウ 倒壊（焼失）家屋からの廃物等

原則として、被災者自らが処分するが、被災者自らによる処分が困難な場合は、市が処理する。

エ 埋立処分地の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみを中心となるので、最終処分場までの処理ルートの確保を図る。

3 し尿処理

災害の規模及び状況に即応し、時期を失することなく収集業者に依頼して行うものとする。なお、泉州地域（堺市を除く。）各市町等は、災害により、し尿処理等において支障が発生しないよう、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書を結んでおり、それに基づき適切な対応を行う。

(1) 収集の方法

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。

イ し尿処理場の被害調査を行い、処理場を早急に復旧する。

ウ 収集車両

許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

## エ 収集範囲

汲み取り範囲は、指定避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

## オ 容器の配布等

汲み取り車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

## カ 汲み取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として、便槽内容の2割～3割程度を汲み取り、とりあえず各戸の便所の使用を可能にする。

## キ 被害が甚大で、本市のみでは処理することが困難な場合は、大阪府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

## (2) 処理の方法

処理施設として、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

## (3) 仮設便所の設置

## ア 設置検討

避難所をはじめ被災地域における仮設便所の必要数を把握し、高齢者、障がい者に配慮しつつ速やかに仮設便所を設置する。

## イ 設置場所は、地下浸透の防止等、立地条件を考慮して設置する。

## ウ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生を保つ。

## エ 撤去の際は、消毒をした後に埋め戻す。

## 4 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

## (1) 初期対応

## ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

## イ 大量に災害廃棄物等が発生しているときは、長期間にわたって仮置きが可能な場所を確保する。

## ウ 災害廃棄物等の選別・保管・消却等、最終処分までの処理ルート確保を図る。

## エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、事前に解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体・処理体制を整備し、必要に応じて大阪府や近隣市町村等に応援を要請する。

## オ 必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

## (2) 処理

## ア 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障があるもの等から、優先的に除去し、搬出する。

## イ 災害廃棄物等は、最終処理量を少なくしリサイクルを図るため、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材、金属、コンクリート等の再生利用に努める。

- ウ 災害廃棄物等に混在するアスベスト等有害な物質の回収・処理にあたっては、作業  
者及び地域住民の健康管理・安全管理に十分配慮する。併せて、地域の環境汚染の未  
然防止に努める。
- エ 仮保管場所、処理能力、環境衛生等、市の能力だけでは災害廃棄物等の処理が効果  
的に進行しないときは、必要に応じて、大阪府、周辺市町村、関係団体に応援を要請  
する。

## 第5 遺体対策

災害に際し、行方不明者または死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等について、大阪府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。

### 1 実施担当

生活環境班は、災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬について、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等の協力を得て迅速に実施する。

### 2 遺体の捜索・処理・収容

#### (1) 遺体の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア 行方不明の状態になってから相当（災害発生後、3日経過）の時間を経過した場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、潰滅したような場合

ウ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者または重病人であった場合

エ 災害発生後、ごく短期間に引き続き当該地域に災害が発生したような場合

遺体の捜索は、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等の協力を得て行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

また、行方不明者が多数ある場合は、災害対策本部等に受付所を設置して受付・手配・処理の円滑化を図る。

本市だけでは捜索の実施が困難な場合や、遺体の流出などにより他市町村に漂着していると考えられるときは、大阪府及び周辺市町村の応援を要請する。

#### (2) 遺体の収容

ア 遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については泉南警察署や自治会等の協力を得て実施する。

イ 遺体の身元が判明している場合は、本部長に連絡の上、原則として遺族、親族等の引取り人に遺体を引き渡す。

身元不明の遺体については遺品、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、泉南警察署、その他関係機関に連絡の上、身元調査に努める。

ウ 遺体の検視・検案・身元確認のため、または死亡者が多数のため、短時間に埋葬することは困難である場合は、地域交流館内の体育施設や寺院等に遺体を収容する。

(3) 遺体の処理

- ア 市は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱して、遺体の埋葬を行うための洗浄、消毒の処置、遺体の一時保存などできない場合に、これら遺体の処理を実施する。
- イ 警察官が発見した遺体または警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検案（見分）を経て、見分調書を作成したのち処理を行う。
- ウ 遺体の検索は、遺体の処理として医療班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、泉佐野泉南医師会の応援を求めて実施する。

3 遺体の埋葬

- (1) 遺体の埋葬は、市長の許可により原則として火葬により実施する。
- (2) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。
- (3) 遺体の火葬方法は、遺体及び火葬許可証を火葬場へ移送し、火葬台帳に記入の上、火葬に付す。
- (4) 身元が判明しない遺体については、警察その他関係機関に連絡した後に、火葬に付して焼骨し、遺骨、遺品等を市または適当な施設で保管する。
- (5) 市が利用できる火葬場は次のとおりである。

火葬場の状況

名称	能力	所在地	電話番号
泉南阪南共立火葬場	炉数 5 基	大阪府泉南市信達市場 2464-26	447-6460

4 期間・費用・記録

- (1) 期間及び費用の限度額等については、「災害救助法」の基準に準拠する。
- (2) 生活環境班は、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬を実施したときは、その他必要書類を作成する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

\*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

## 第8節 福祉活動

市は、被災した高齢者、障がい者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、適切な処置を行う。

### 第1 高齢者、障がい者等の被災状況の把握等

#### 1 高齢者、障がい者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき、災害時要援護者支援プランに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障がい者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### 第2 被災した高齢者、障がい者等への支援活動

#### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した高齢者、障がい者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、大阪府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

#### 2 高齢者、障がい者等の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障がい者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

### 3 支援要請

被害規模が大きく、被災した要配慮者の支援に市の力の及ばない状況が生じた場合は、高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設等への入所について、大阪府または近隣市町に要請する。

また、必要に応じて大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の派遣を要請する。

## 第9節 社会秩序の維持

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

### 第1 住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済の復興の促進を図る。

#### 1 消費者情報の提供

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

#### 2 生活必需品等の確保

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、他市町村、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

## 第10節 公共施設等応急対策

公共施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはその恐れがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

### 第1 市有施設

市が所有する施設及び物品（市有財産）が、災害により被害を受けた場合、以下に基づき応急対策を実施する。

#### 1 実施担当

災害時における市有施設の管理及び応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

また、災害時における市有物品の管理は、実質上の物品出納担当者（出納員）が行い、その応急対策は所管出納命令者が行う。

#### 2 予防措置

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、またはその恐れがあるときは、関係職員を配置し適宜の補強その他の処置をし、施設等の被害の予防軽減に努める。

なお、物品についても被災の恐れがあるときは、安全な場所へ移動させる等の措置を実施する。

#### 3 応急復旧措置

応急対策の実施者は、災害により財産に被害を受け、そのまま放置することは財産の維持管理上または業務運営確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、危機管理班に連絡する。危機管理班は土木班に通報し、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

また、物品についても被災後直ちに、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に則して適宜の処置をする。

#### 4 被害の報告

各施設の長は、災害により財産に被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、それぞれ災害対策本部の関係各班に報告するとともに、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表等を作成し、危機管理班に提出する。

## 第2 社会福祉施設

厚生労働省所管に係る生活保護施設、児童福祉施設、障がい者支援施設、国民健康保健施設その他施設復旧費補助が予定される社会福祉施設の対策は、次のとおりである。

### 1 実施担当

各施設管理者は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、または施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

### 2 被害の報告

各施設経営者は、災害により施設に被害があった場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を福祉班に報告する。

なお、国及び大阪府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について、写真撮影及び記録を行い、保管する。

## 第3 医療衛生施設

### 1 公共医療施設

#### (1) 実施担当

阪南市民病院は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず診療継続または施設の維持保全上必要な程度の応急措置を行う。

#### (2) 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を災害対策本部に報告する。

### 2 清掃施設

#### (1) 実施担当

清掃班は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、または施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

#### (2) 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を危機管理班に報告する。

## 第4 都市基盤施設

### 1 実施担当

土木班は、災害により市有都市基盤施設が被害を受け、被害が拡大する恐れがある場合、または応急対策実施上必要なときは、速やかに実情に則した方法により応急的な復旧を行う。

### 2 被害の報告

災害により市有都市基盤施設が被害を受けた場合は、速やかに被害調査を実施し、被害状況を危機管理班に報告する。

なお、国及び大阪府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録を行い、保管する。

## 第5 農業用施設等

### 1 実施担当

土木班は、災害により被害を受けた農地及び農業用施設を早急に処理しないと被害が拡大する恐れがあるとき、または農林水産施設等が被害を受け、そのまま放置することは施設の維持管理上問題があるときは、一般の復旧事業に先立って応急復旧を行う。

ただし、施設管理者等において、その実施が困難なときは、関係機関の応援協力を得て実施する。

### 2 被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を危機管理班に報告する。

## 第11節 ライフライン関係災害応急対策

各種のライフライン関係施設の応急対策は、それぞれの管理者が防災関係機関の協力を得て、迅速に実施するものとする。

### 第1 電気通信

<西日本電信電話（株）関西支店>

#### 1 通信の非常疎通措置

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

#### 2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特別公衆電話の設置に努める。

#### 3 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して復旧工事に要する要因、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。
- (4) 通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

#### 4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 第2 電力

<関西電力送配電（株）（岸和田配電営業所）>

電力施設を災害から防護し、災害発生時における電力供給を確保するとともに速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

これらの電力供給の円滑を期するために応急措置等については、関西電力送配電（株）の非常災害対策規定の定めるところにより実施し、災害及び応急措置の状況については、市災害対策本部との相互連絡に努めるものとする。

### 1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、消防機関、大阪府警察及び付近住民に通報する。

### 2 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

### 3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第3 ガス

＜大阪ガスネットワーク（株）南部事業部＞

## 1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府及び防災関係機関への通報並びに住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

## 2 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替の燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

## 3 広報（応急）

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 4 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

## 5 広報（復旧）

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガスネットワーク（株）のウェブサイト上に供給停止エリア、復旧状況などを掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 第4 上下水道

上下水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するために次の対策を実施する。

### 1 上水道施設

<大阪広域水道企業団>

#### (1) 受水及び配水施設

受水場及び各配水池の被害に対しては、迅速に復旧を行い、受水機能の回復に努める。

#### (2) 送水ポンプ施設

送水ポンプ及び電気機械施設が浸水しないよう配慮する。また、被害を最小限に止めるよう配慮して停電事故に備える。

#### (3) 送水及び配水施設

ア 送水管の被害については、迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

イ 配水管の被害については、被害・配水実態やその他の状況を考慮し、上流より順次下流(管末)に向かって応急復旧を行う。

#### (4) 応急復旧資機材等の調達

ア 送配水管の復旧工事に当たっては、所用機器保有の指定給水装置工事事業者の応援を求める。

イ 復旧に使用する資材、器具及び燃料等については、大阪広域水道企業団で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

### 2 下水道施設

#### (1) 管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、まず汚水及び雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の計画を策定する。

イ 拡張等工事施工中の箇所については、被害を最小限に止めるよう請負業者を指揮・監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を確保し整備しておく。

#### (2) ポンプ場

ポンプ場の災害応急対策は、下水道班で計画を策定し、実施する。

#### (3) 応急復旧資機材等の調達

復旧に使用する資材、器具及び燃料等については、都市整備部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

## 第5 鉄道

<西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株）>

地震等の災害時における路線及び軌道施設の保全を図り、交通、物資及び輸送などの円滑化に努めるための応急対策計画は、各路線及び軌道の管理者の有するそれぞれの災害対策計画によるものとする。

### 1 地震発生時の列車運転

列車の運転が危険であると認められる強い地震を感知したときは、列車の緊急停止手配を行う。震度5弱以上と判明したときは、列車の運転を中止する。

### 2 西日本旅客鉄道（株）の対策

JR 災害処理規程に基づき、事態に対処して、災害対策本部及び現地復旧本部は連絡を密にし必要な応急復旧作業を行うとともに、非常輸送の措置を講ずるものとする。

### 3 南海電気鉄道（株）の対策

市内の南海電気鉄道（株）の鉄道線において、運転事故若しくは地震等の災害等により多数の死傷者が生じたとき、または列車の運行に多大の影響を及ぼす事態が発生したときは、「災害対策規程」「異常事態の警戒処理要綱」及び「防災運転取扱要綱」の定めるところにより対処するものとする。

### 4 復旧計画

鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。また、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

## 第6 道路

国道、府道及び市道の管理者は、常に警察と協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険な箇所を早期に発見するとともに、必要な交通の禁止制限などの規制措置を速やかに行い、輸送の確保及び一般交通の円滑を図り、災害箇所については、各所掌する機関において速やかに仮復旧の応急措置を講じる。

災害時には、安全かつ円滑な交通を確保するために、次の措置を速やかに講じる。

- 1 所管の道路の被害状況を点検等により速やかに把握し、関係機関へ連絡する。
- 2 道路上の車両、倒壊物、落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- 3 所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 4 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急のため、そのいとまがない場合は通行の禁止、または制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民等の安全確保のため必要な措置を講じて、事後速やかに通報する。
- 5 市は、所管の道路について、自ら応急復旧を行うことが困難である場合は、権限代行制度により大阪府に支援要請を行う。

## 第12節 農水畜産物災害応急対策

関係機関は、地震災害時において農水畜産施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

### 第1 農業施設

- 1 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握する。被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- 2 被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡をとり、被災地全体を総合調整した応急対策を実施する。

### 第2 漁業施設

- 1 漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急復旧措置を講ずる。
- 2 漁港を管理する大阪府に連絡し、その復旧措置について要請する。

### 第3 農作物

- 1 災害対策技術の指導  
被害を最小限に止めるための技術指導等を、泉州地域農業改良普及センターの指導のもとに農業団体等と協力して実施する。
- 2 水稻種子の確保、あっせん  
必要に応じて水稻種子のあっせんを大阪府種子更新協議会に依頼し、これの確保を図る。
- 3 病虫害の防除  
被災した農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病虫害防除所の指導を仰ぐとともにその他関係機関と協力して実施する。

#### 第4 畜産

- 1 伝染病の発生等については、市は速やかに大阪府に連絡し、大阪府の防疫計画に基づき大阪府は必要な伝染病防疫対策を実施する。
- 2 伝染病発生畜舎の消毒については、大阪府が時期、場所及び方法について指定し、実施する。  
なお、伝染病発生に伴う必要消毒薬品は家畜の所有者または大阪府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、大阪府にあっせんを要請する。
- 3 飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。